

広島市 産業廃棄物 処理指導計画

令和3～7年度

目次

計画策定の背景	1
I 計画策定の趣旨	1
II 産業廃棄物を取り巻く状況	2
産業廃棄物処理の現状と課題	5
I 産業廃棄物処理の現状	5
II 排出事業者及び処理業者の現状	8
III 排出事業者から行政への要望	13
IV 産業廃棄物処理の主な課題	14
計画の基本的事項	15
基本・個別施策	18
I 適正処理の確保	18
II 最終処分量の削減	24
III 効果的・効率的な施策の推進	28
計画の推進	32
参考資料	35



広島市環境局マスコットキャラクター
「あらら」

計画策定の背景

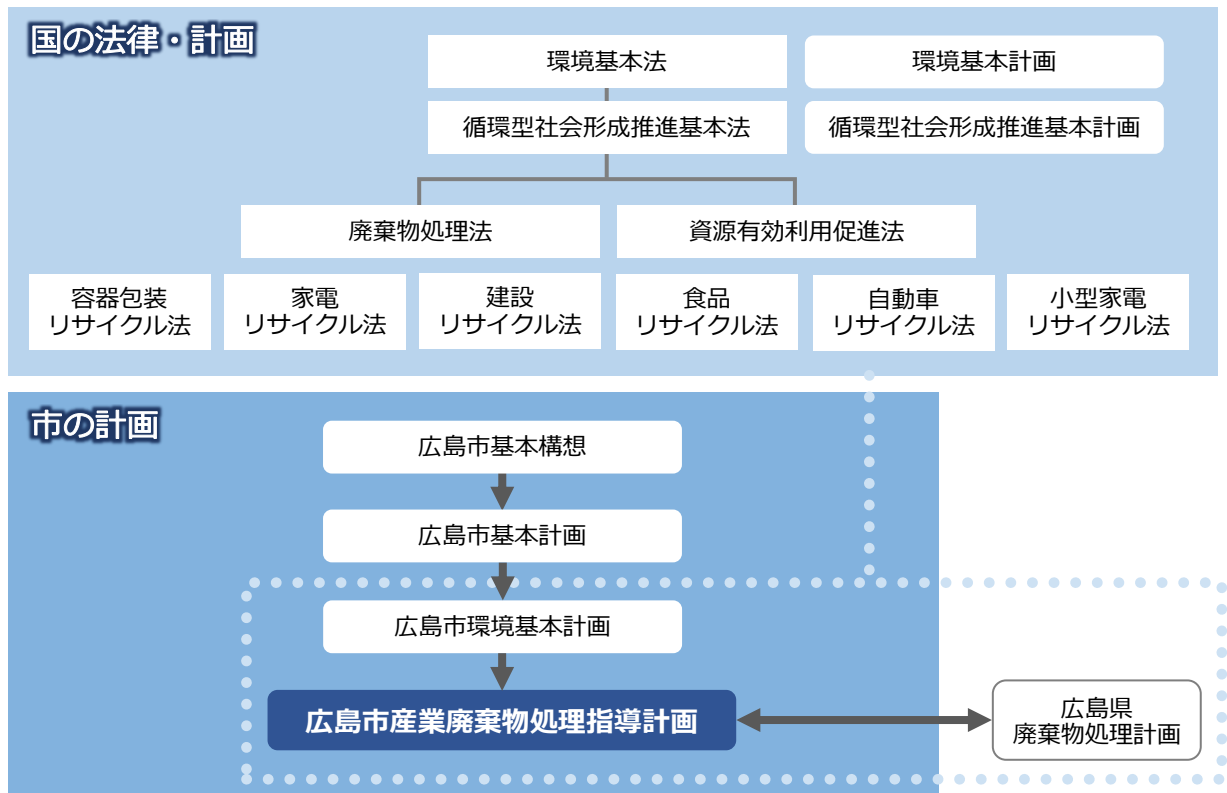
I 計画策定の趣旨

産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルについては、市民が健康で安全に暮らすことのできる良好な生活環境を保全する上で、重要な課題の一つとなっています。

本市においては、廃棄物処理法に基づき、市域内の排出事業者や処理業者に産業廃棄物の適正処理指導を行うとともに、その減量化・リサイクルを推進するため、概ね5年ごとに「産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。

この計画は、廃棄物処理法の趣旨や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の状況を勘案し、必要に応じて見直ししながら、産業廃棄物行政を効果的かつ積極的に推進するための基本的な方針や具体的な施策を示すとともに、排出事業者・処理業者・市民・行政が協働して循環型社会を形成する指針となるものです。

関係する法律・計画



- (正式名称) 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律
 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法
 食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律
 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

Ⅱ 産業廃棄物を取り巻く状況

1 国の動向

● 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法は、廃棄物の処理に関する様々な課題に対応するため、逐次改正が行われています。

主な改正内容

- 平成 22 年
 - ・ 排出事業者が建設廃棄物を事業場外で保管する際の事前届出制度を創設
 - ・ 排出事業者による産業廃棄物の処理状況に関する確認努力義務を規定
 - ・ 土地所有者等による不適正処理に関する通報努力義務を規定
 - ・ 建設廃棄物の処理責任を元請業者に一元化
 - ・ 廃棄物処理施設の定期検査制度を創設
 - ・ 廃棄物処理施設に関する維持管理情報の公表義務を規定
 - ・ 優良産廃処理業者認定制度を創設 など
- 平成 27 年
 - ・ 非常災害のために必要な応急措置に係る規定を追加 など
- 平成 29 年
 - ・ 不適正処理への対応（マニフェスト制度等）を強化
 - ・ 有害使用済機器の適正保管等義務を規定
 - ・ 親子会社による一体的処理の特例を規定 など

● 第 4 次循環型社会形成推進基本計画の策定

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第 4 次循環型社会形成推進基本計画が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

2 市の動向

● 広島市基本計画の策定

令和 2 年 6 月に策定した第 6 次広島市基本計画（計画期間：令和 2 年度から令和 12 年度まで）の中で、ゼロエミッションシティ広島を推進するための基本方針を示しています。

第 6 次広島市基本計画（抜粋）

- 第 6 章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり
- 第 2 節 環境と調和した循環型社会の形成
- 第 2 項 ゼロエミッションシティ広島の推進

1 ごみの減量・資源化等の推進

市民や企業、行政の協働の下、生産、加工、小売、消費の各段階において、過剰包装の抑制や食品ロスの削減に取り組むなど、現在のスタイルを見直しながら、ごみの更なる減量・資源化等による循環型社会の形成の推進を図る。

2 ごみの適正処理の推進

安定的なごみ処理体制の構築に向け、ごみ処理施設の適切な管理・運営や南工場の建て替え等の計画的な施設整備を推進するとともに、人口動態や環境への負荷などを踏まえた分別区分の見直しや収集運搬体制の整備などに取り組む。

3 ごみのないきれいなまちづくりの推進

「自分たちのまちは自分たちできれいにする。」という考え方を基本とする市民が主体となったボランティア清掃等の美化活動を促進するとともに、地域との連携の下、ごみのぼい捨てや不法投棄の防止対策等を推進する。

なお、広島市基本計画においては、本市の都市像である「国際平和文化都市」の具現化に向け、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を施策の目標として位置付けており、ゼロエミッションシティ広島の推進については、以下のSDGsの達成を目指しています。



● 広島市環境基本計画の策定

令和3年3月に策定した第3次広島市環境基本計画（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）の中でも、ゼロエミッションシティ広島を推進するための施策の方針を示しています。

第3次広島市環境基本計画（抜粋）

第4章 施策の方針

第3節 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

5 ゼロエミッションシティ広島の推進

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

市民・事業者・行政が相互に連携協力しながらごみの減量・リサイクルに更に取り組む、循環型社会の形成を目指します。

(2) ごみの適正処理の推進

環境への負荷の低減を考慮しながら、ごみ処理施設の計画的な整備とその適正管理に取り組むこと等により、ごみの適正処理を推進します。

(3) 産業廃棄物対策の推進

関係法令に基づく立入検査、指導等を適正に実施することにより、産業廃棄物の適正処理の徹底を図ります。

また、排出事業者に対する普及啓発、指導等により、産業廃棄物の減量・リサイクルを促進します。

なお、複雑化・多様化する環境問題について、各行政分野における施策の検討・実施にあたっての具体的な取組の方向性を示すため、SDGs を関連付けており、ゼロエミッションシティ広島の推進については、以下のSDGs を関連するものとして掲げています。

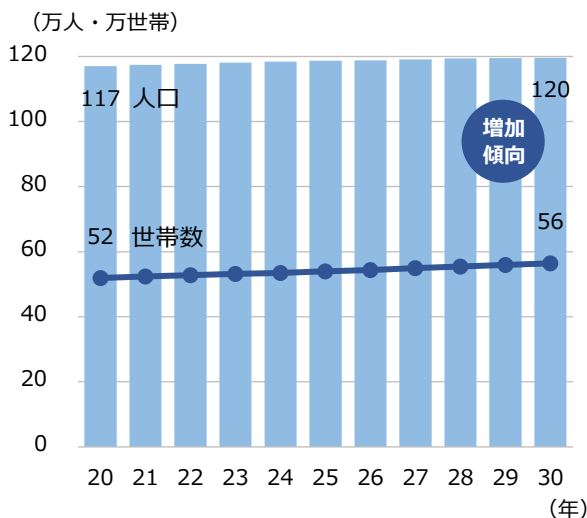


3 市勢の概況

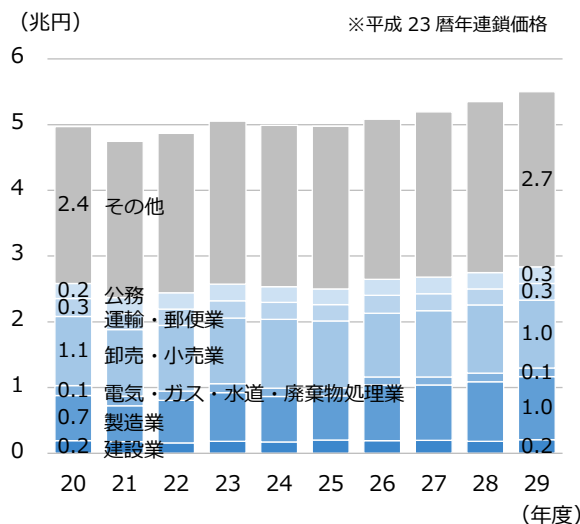
本市の人口・世帯数については、増加傾向となっています。

また、市内総生産や製造品出荷額等についても、リーマンショック後の平成 22 年度以降は増加傾向となっています。

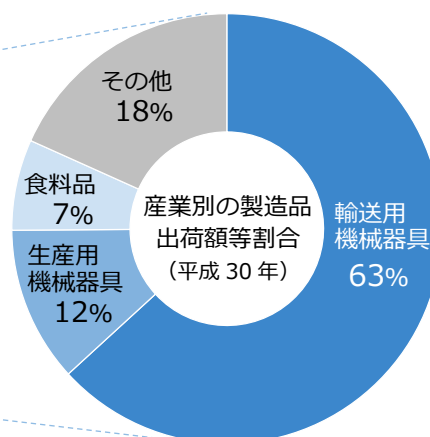
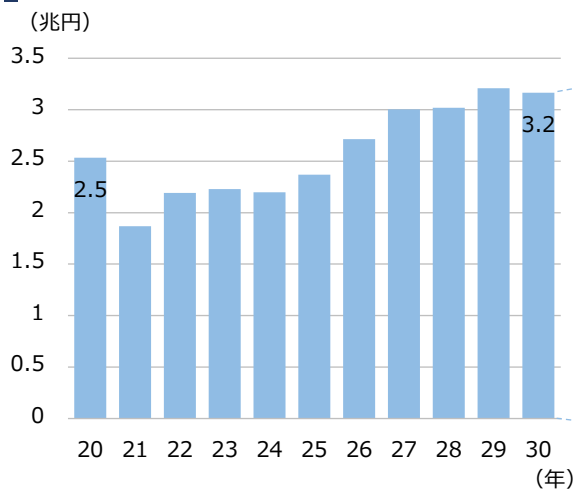
■ 人口・世帯数の推移 出典：住民基本台帳



■ 市内総生産（実質）の推移 出典：広島市市民経済計算



■ 製造品出荷額等の推移 出典：工業統計調査



産業廃棄物処理の現状と課題

I 産業廃棄物処理の現状

1 産業廃棄物の排出・処理状況

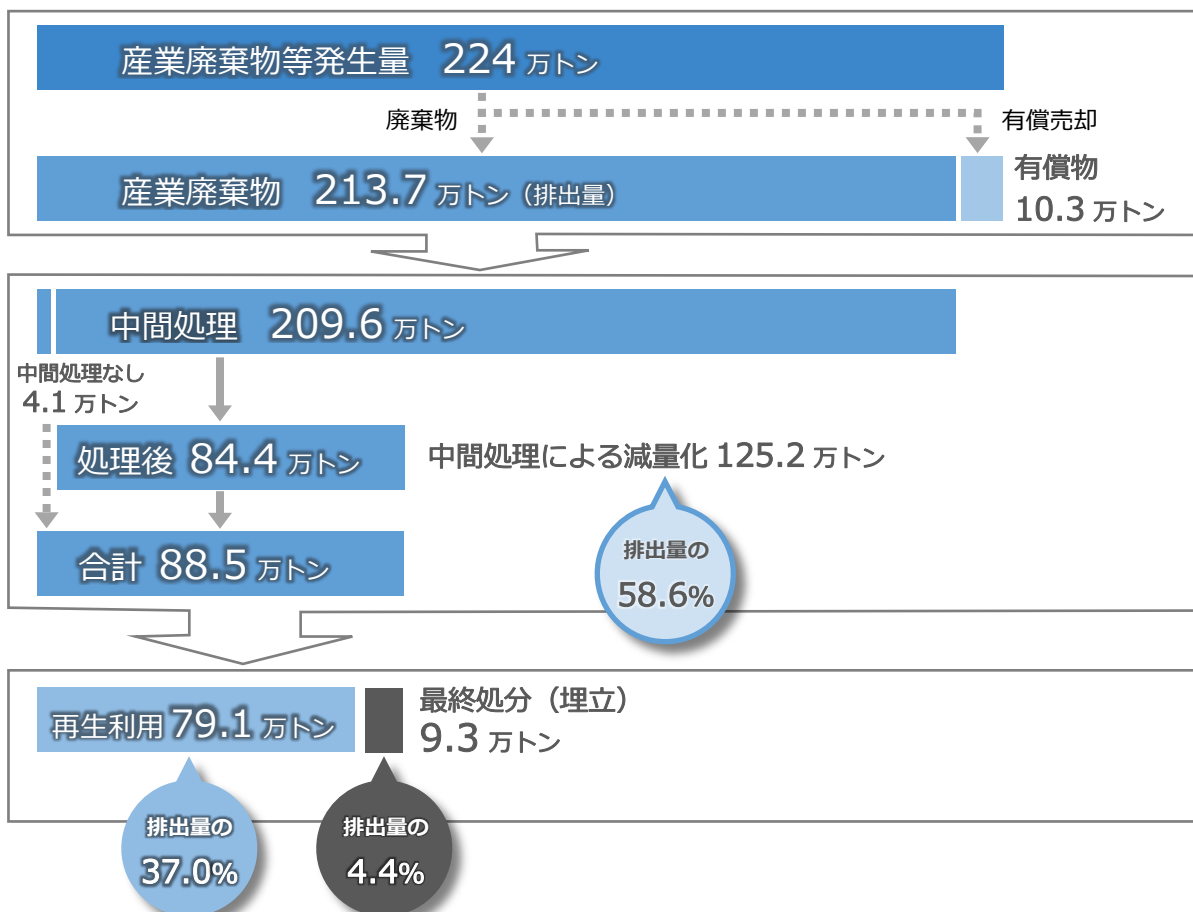
(1) 概要

令和元年度に実施した産業廃棄物実態調査の結果によると、平成 30 年度に市域内の事業所から発生した産業廃棄物等は 224 万トンであり、このうち、他者に有償で売却されたものを除く 213 万 7 千トンが産業廃棄物として排出されています。

排出された産業廃棄物については、焼却や脱水等の中間処理により、125 万 2 千トン（排出量の 58.6%）が減量化されています。

中間処理後の産業廃棄物に中間処理を行っていない産業廃棄物をあわせた 88 万 5 千トンのうち、79 万 1 千トン（排出量の 37.0%）が再生利用、9 万 3 千トン（排出量の 4.4%）が最終処分（埋立）されています。

排出・処理状況の概要（平成 30 年度実績）



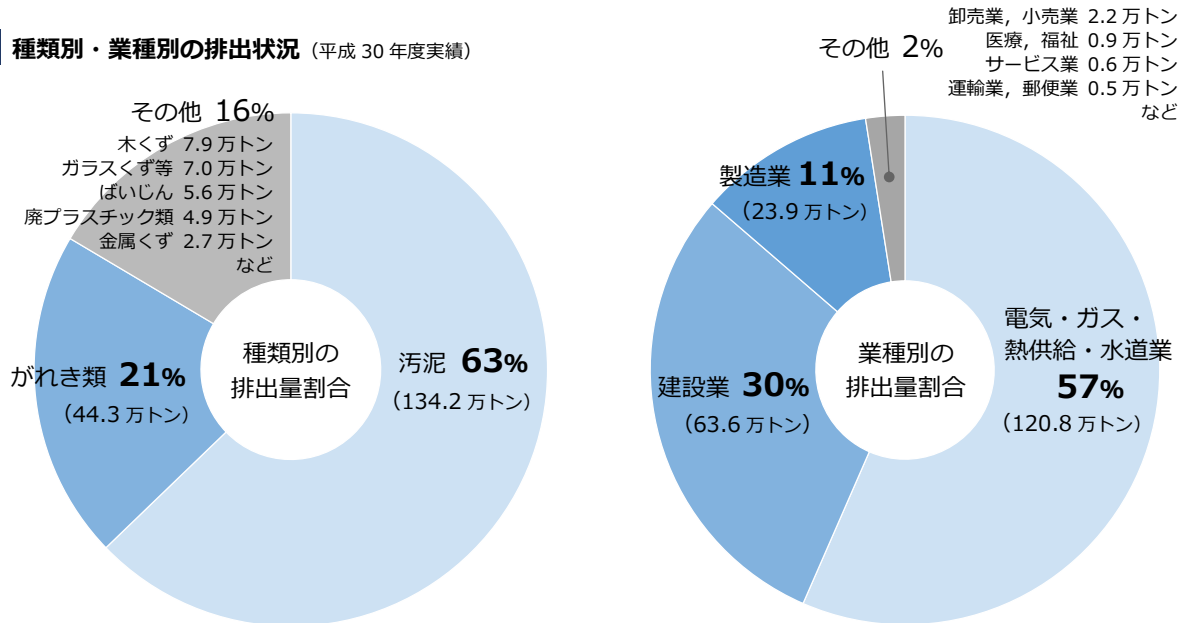
(2) 産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の排出量 213 万 7 千トンを見ても、汚泥が 134 万 2 千トンと全体の約 6 割、次いで、がれき類となっており、この 2 種類で全体の約 8 割を占めています。

また、業種別で見ると、電気・ガス・熱供給・水道業が最も多く、次いで、建設業、製造業となっています。

なお、これらの業種と比べると、量は少ないものの、ほとんどの業種から産業廃棄物が排出されています。

種類別・業種別の排出状況 (平成 30 年度実績)



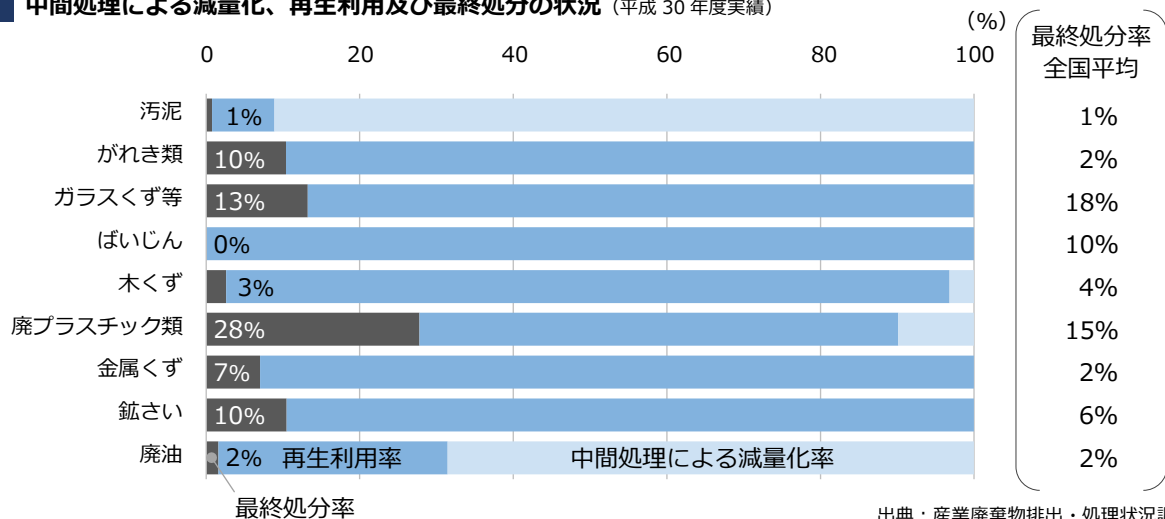
(3) 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、排出量が最も多い汚泥については、排出量の約 9 割が脱水等の中間処理によって減量化され、その後、ほとんどが再生利用（リサイクル）されています。

その他の産業廃棄物についても、排出量の約 8~9 割が中間処理による減量化または再生利用されていますが、廃プラスチック類については、これらの比率が低く、排出量の約 3 割が最終処分されています。（全国平均は 15%）

また、金属くずについては、再生利用できるにもかかわらず、排出量の約 1 割が最終処分されています。

中間処理による減量化、再生利用及び最終処分の状況 (平成 30 年度実績)

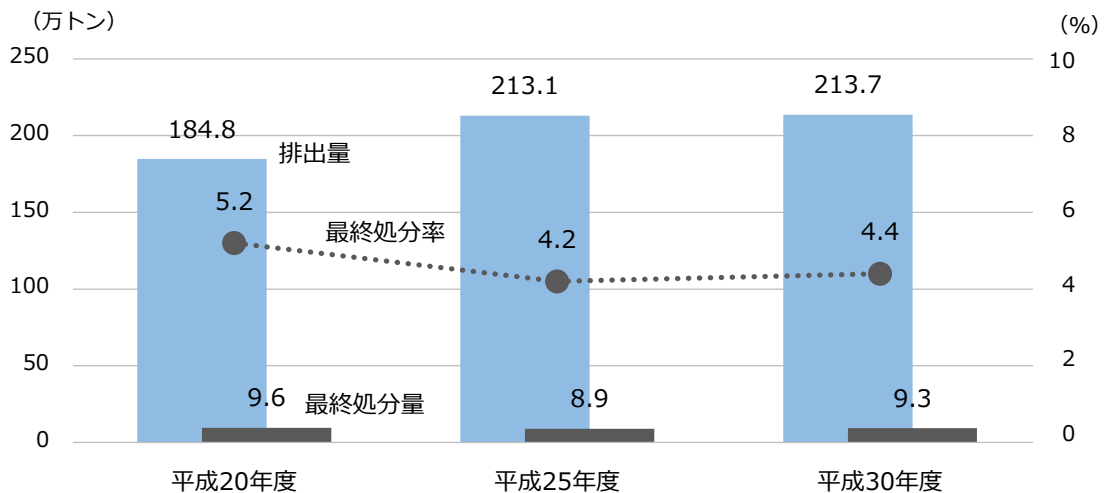


出典：産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（平成 30 年度速報値）

(4) 最終処分率等の推移

概ね5年ごとに実施している産業廃棄物実態調査の結果から、排出量、最終処分量及び最終処分率の推移を見ると、排出量は増加していますが、最終処分量と最終処分率は近年横ばい傾向となっています。

■ 排出量、最終処分量及び最終処分率の推移



2 減量化・リサイクルの取組状況

令和元年度に実施した排出事業者への意識調査の結果によると、減量化・リサイクルについては、60%の事業者が「取り組んでいるまたは取り組む予定」、35%の事業者が「取り組んでいない（予定なし）」と回答しています。

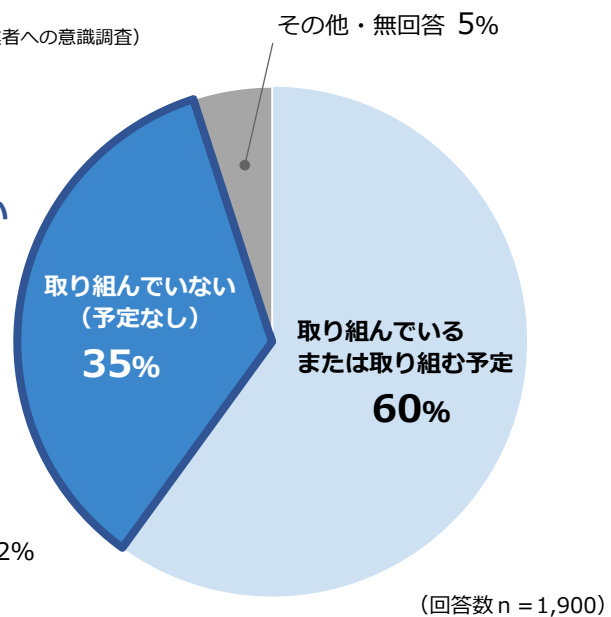
■ 減量化・リサイクルの取組状況 (令和元年度排出事業者への意識調査)

**3 割以上の事業者が
減量化・リサイクルに取り組んでいない**

取り組んでいない理由

- 1位 発生量が少ない 63%
- 2位 どうすれば良いかわからない 22%
- 3位 人的な余裕がない 13%

(複数回答あり)



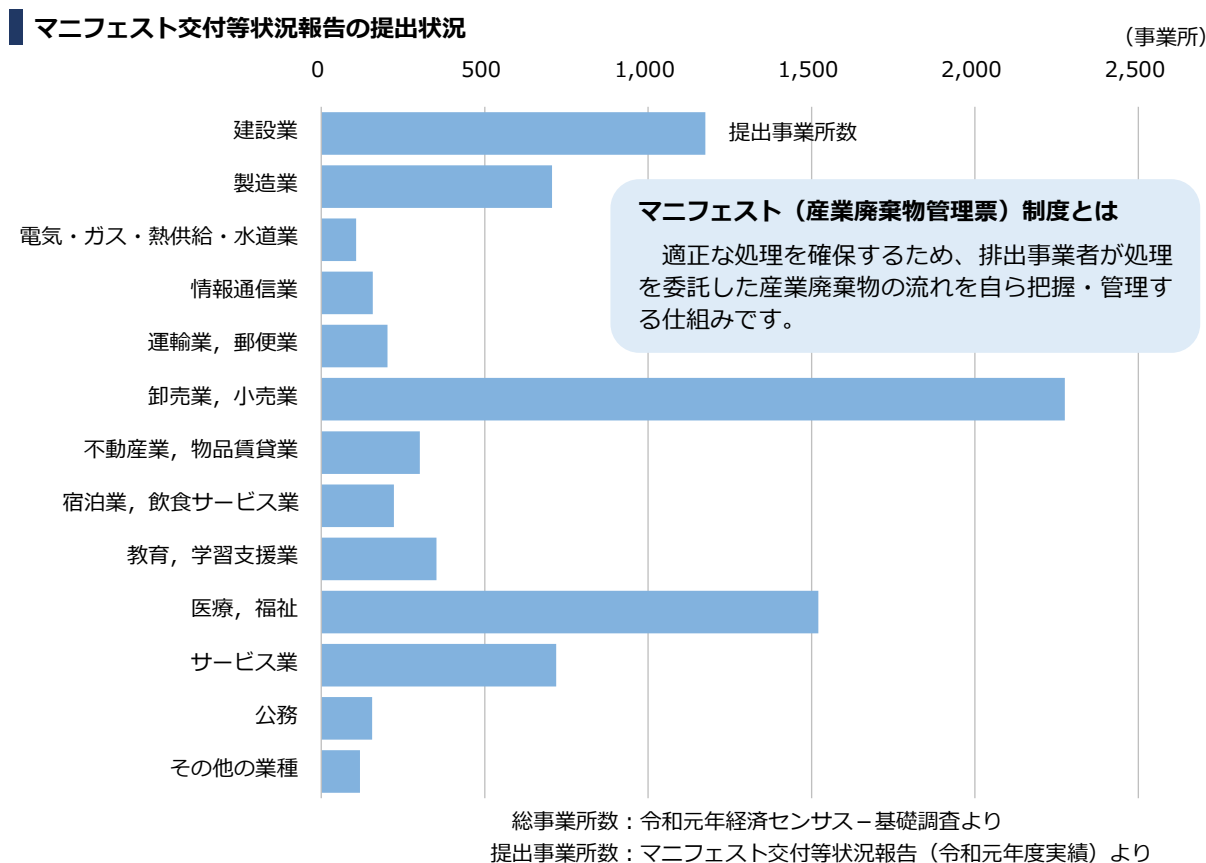
II 排出事業者及び処理業者の現状

1 排出事業者の状況

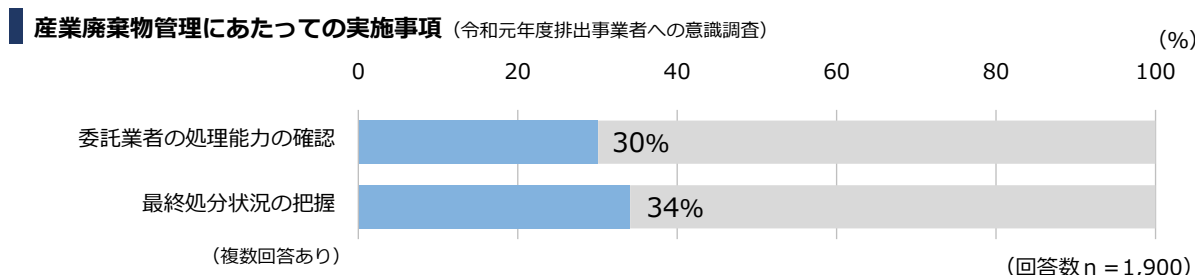
廃棄物は不要なものであるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われ、生活環境を保全する上での支障を生じるおそれがあることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。

廃棄物処理法では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められており、排出事業者には、委託契約の締結やマニフェストの交付、最終処分までの適正処理確認、行政へのマニフェスト交付等状況報告など、様々な義務が課せられています。

本市へのマニフェスト交付等状況報告の提出状況について、令和元年度の提出事業所数は約 8,000 であり、市域内の総事業所数（約 65,000）の 1 割強となっています。

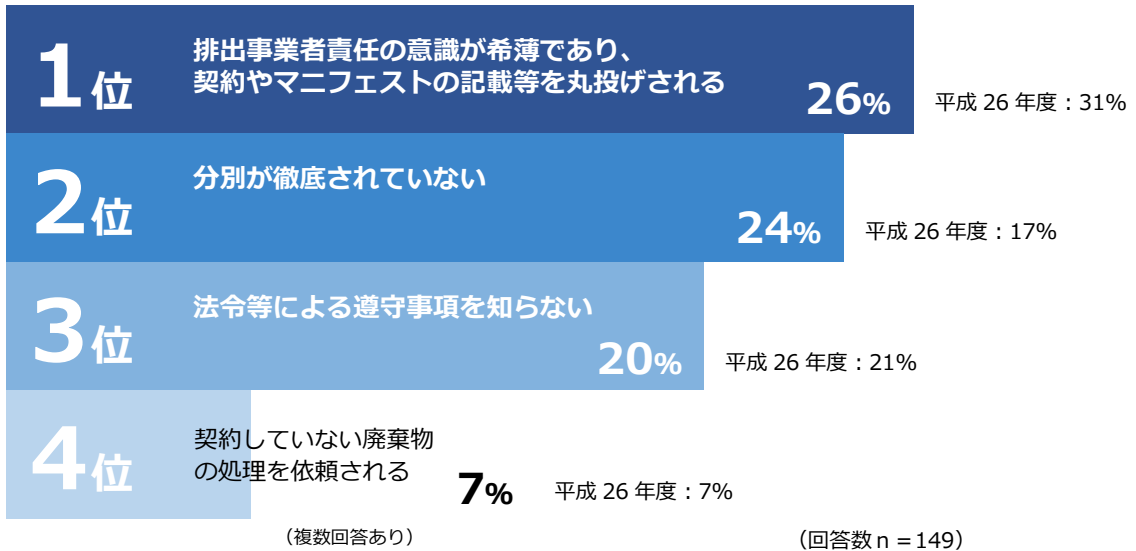


また、排出事業者への意識調査の結果によると、産業廃棄物の管理にあたって「委託業者の処理能力の確認」や「最終処分状況の把握」を実施している事業者は、近年増加傾向となっているものの、約 3 割にとどまっています。



また、処理業者への意識調査の結果によると、排出事業者サイドの問題点については、「排出事業者責任の意識が希薄であり、契約やマニフェストの記載等を丸投げされる」が最も多く、次いで、「分別が徹底されていない」、「法令等による遵守事項を知らない」、「契約していない廃棄物の処理を依頼される」の順となっており、排出事業者としての認識・知識不足を指摘するものが増えてきています。

処理業者が感じている排出事業者サイドの問題点（令和元年度処理業者への意識調査）



2 処理業者の状況

令和元年度末現在、本市における産業廃棄物の処理業者数は、収集運搬業が 1,049 業者、処分業が 117 業者となっており、これらの業者には、本市職員による定期的な立入検査等を行い、処理基準の遵守等について確認しています。

産業廃棄物の処理業者数（令和元年度末現在）

区分	収集運搬業	処分業		
		中間処理	最終処分	計（処分業者数）
産業廃棄物処理業	1,047 (158)	114	6	117
特別管理産業廃棄物処理業	73 (27)	8	—	8
計（処理業者数）	1,049 (167)	114	6	117

※ 2 種類以上の許可を有する業者があるため、内訳の合計と業者数は一致しません。
 ※ 収集運搬業の（ ）内は本市の許可を有する業者数です。

産業廃棄物の中間処理施設数（令和元年度末現在） ※設置許可が必要な施設のみ

区 分	施設数
汚泥の脱水施設	8
汚泥の焼却施設	8
廃油の油水分離施設	2
廃油の焼却施設	8
シアン化合物の分解施設	1
廃水銀等の硫化施設	1
廃プラスチック類の焼却施設	9
その他の焼却施設	11
廃プラスチック類の破碎施設	17
木くず・がれき類の破碎施設	48

最終処分場の設置状況（令和元年度末現在） ※（ ）内は残存埋立容量

区 分	民 間	公 共	計
安定型最終処分場	9 施設（約 194 万㎡）	—	9 施設（約 194 万㎡）
管理型最終処分場	—	1 施設（約 170 万㎡）	1 施設（約 170 万㎡）
計	9 施設（約 194 万㎡）	1 施設（約 170 万㎡）	10 施設（約 364 万㎡）

※最終処分場について

最終処分場は、廃棄物処理法によって以下の3つに分類されています。

遮断型最終処分場：

有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなど、有害な産業廃棄物を埋立する最終処分場です。（本市にはありません）

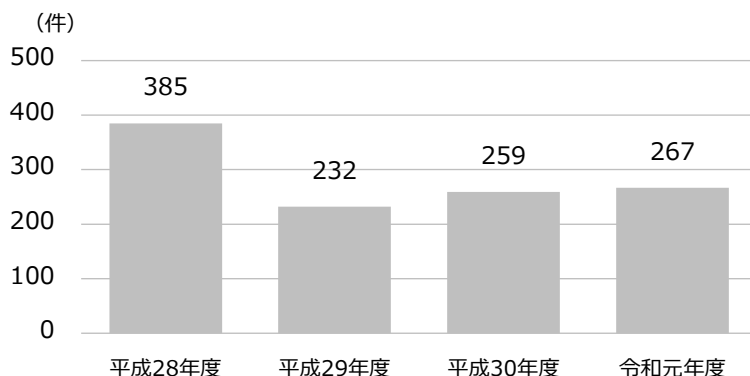
安定型最終処分場：

有害物や有機物が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類のいわゆる安定5品目及びこれらに準ずるものとして環境大臣が指定した品目）を埋立する最終処分場です。

管理型最終処分場：

遮断型最終処分場でしか処分できない産業廃棄物以外のものを埋立する最終処分場です。

処理業者への延べ立入検査等件数の推移



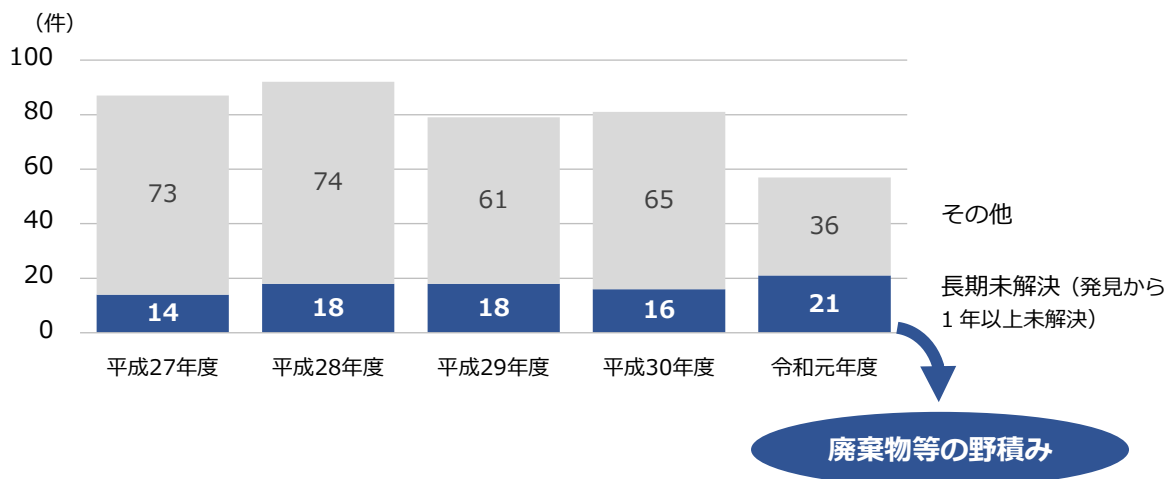
3 市民からの苦情

(1) 苦情案件数の推移

産業廃棄物処理に関する市民等からの苦情案件については、平成 28 年度から適正処理指導を行う担当組織の拡充によって監視体制を強化したため、近年減少傾向となっています。

また、苦情内容としては、焼却行為に関するものが最も多く、次いで、保管行為に関するものとなっており、特に排出事業者による廃棄物等の野積みについては、長期未解決の事案が増加しています。

■ 苦情案件数の推移

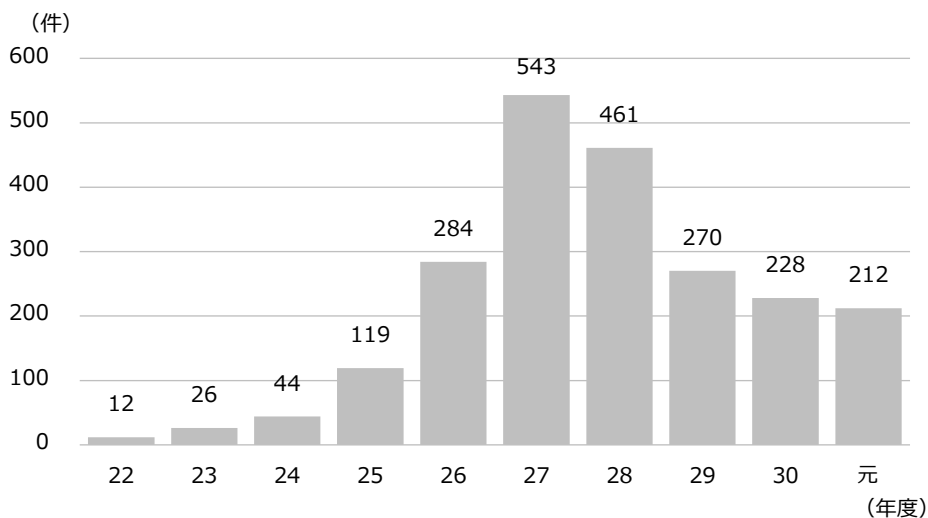


(2) 廃棄物等の野積み

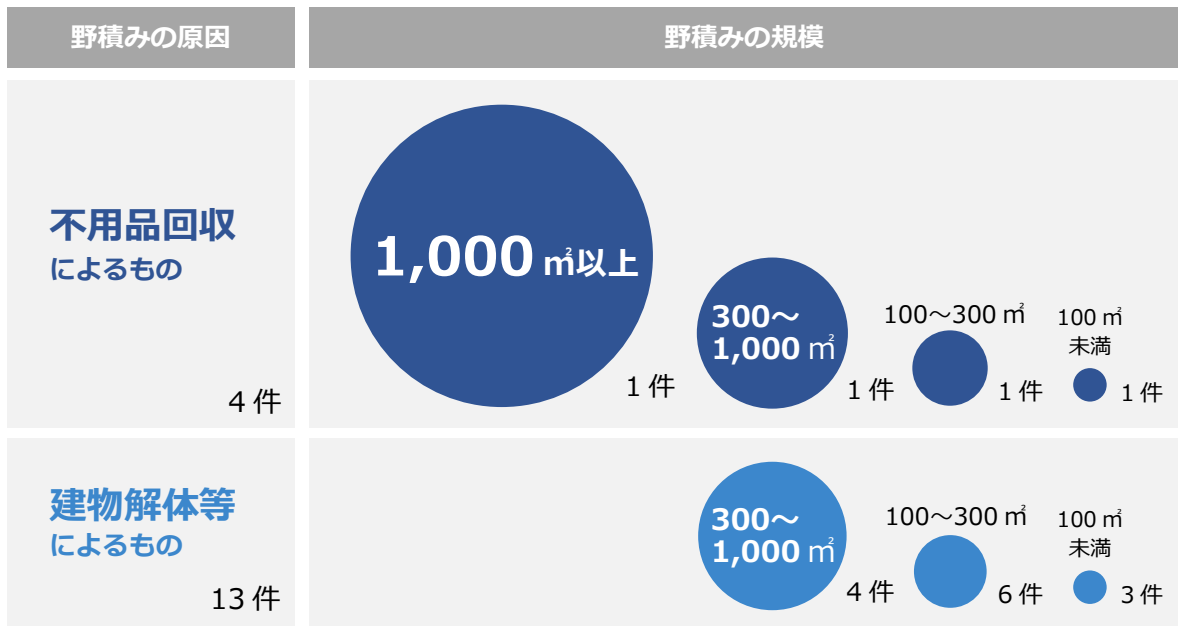
長期未解決となっている廃棄物等の野積み事案については、建物解体や不用品回収等によって発生したものが多く、大規模なものとなると、数千㎡にわたって野積みされているものもあります。

また、多量に野積みされた状態で発見することが多く、特に不用品回収による事案においては、有価物なのか廃棄物なのか、廃棄物である場合には、産業廃棄物なのか一般廃棄物なのか、判別することが難しく、解決の支障となる課題が多くあります。

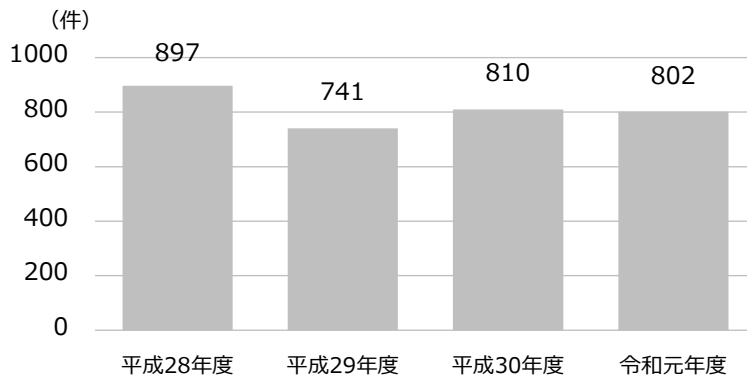
■ 野積み事案（長期未解決）の延べ調査・指導件数の推移



野積みの原因及び規模 (令和元年度末現在)



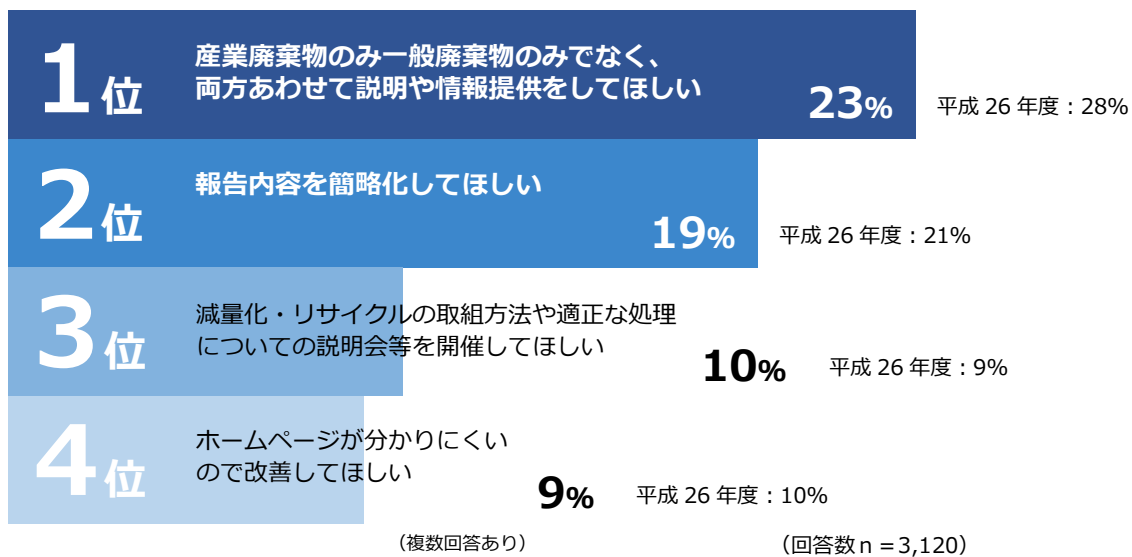
建物解体現場への立入指導件数の推移



Ⅲ 排出事業者から行政への要望

排出事業者への意識調査の結果によると、廃棄物処理に関する行政に改善してほしいことについては、「産業廃棄物のみ一般廃棄物のみでなく、両方あわせて説明や情報提供をしてほしい」が最も多く、次いで、「報告内容を簡略化してほしい」、「減量化・リサイクルの取組方法や適正な処理についての説明会等を開催してほしい」、「ホームページが分かりにくいので改善してほしい」の順となっています。

廃棄物処理に関する行政に改善してほしいこと（令和元年度排出事業者への意識調査）



また、廃棄物処理に関する情報については、約 6 割の排出事業者が「あまり入手できていない」または「入手しているが、よく分からないところがある」と回答しており、入手が十分でないことがうかがえます。最近では、太陽光パネルやリチウムイオン電池、LED など、新製品・新素材の普及に伴いリサイクル困難物が増加してきており、情報の必要性が更に高まっています。

なお、知りたい情報については、「法令等による遵守事項」が最も多く、次いで、「減量化・リサイクルの取組方法」、「リサイクル業者情報」の順となっています。

廃棄物処理に関する情報の入手状況（令和元年度排出事業者への意識調査）

約 6 割の事業者が情報を十分に入手できていない

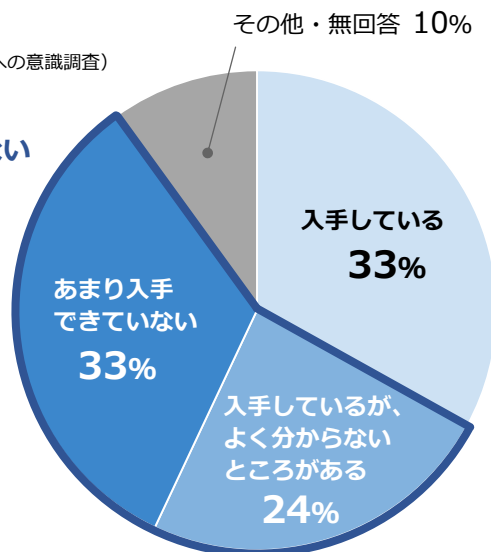
知りたい情報

- 1位 法令等による遵守事項 28%
- 2位 減量化・リサイクルの取組方法 27%
- 3位 リサイクル業者情報 22%

望ましい提供方法

- 1位 リフレットの作成・配布 34%
- 2位 市ホームページへの掲載 33%
- 3位 講習会・研修会の実施 15%

(複数回答あり)



(回答数 n = 3,120)

IV 産業廃棄物処理の主な課題

適正処理の確保

- 法令等による遵守事項を全て把握し、廃棄物を適正に処理している排出事業者が少ない。
- 排出事業者としての認識・知識不足を指摘する処理業者が多い。
- 建物の解体や不用品回収等によって発生した廃棄物等を多量かつ長期にわたって野積みする事案が生じている。
- 特に不用品回収による事案においては、有価物なのか廃棄物なのか、廃棄物である場合には、産業廃棄物なのか一般廃棄物なのか、判別することが難しく、解決の支障となる課題が多くある。

■ 排出事業者が最終処分まで責任を持ち、廃棄物を適正に処理するよう、指導や意識啓発を行うことが必要である。

■ 早期対応による不適正処理の拡大防止及び長期末解決案件の解決に向け、指導・監視体制の強化が必要である。

■ 建設工事の発注や不用品回収の利用等に当たっては、許可を有する業者を選び、廃棄物の処理に必要な費用を負担するよう、市民及び排出事業者への意識啓発を行うことが必要である。

最終処分量の削減

- 3割以上の排出事業者が減量化・リサイクルに取り組んでいない。
- 廃プラスチック類やがれき類、金属くずなど、廃棄物の種類によっては、全国平均と比べて最終処分量が高くなっている。

■ 排出事業者が減量化・リサイクルに取り組むやすい環境を整備し、取り組む意欲を高めることが必要である。

効果的・効率的な施策の推進

- 排出事業者から「産業廃棄物のみ一般廃棄物のみでなく、両方あわせて説明や情報提供をしてほしい」との要望が多い。
- 約6割の排出事業者が廃棄物処理に関する情報を十分に入手できていない。

■ 産業廃棄物と一般廃棄物をあわせた、事業系廃棄物に関する総合的な対応が必要である。

■ 排出事業者が廃棄物処理に関する情報を入手しやすい仕組みが必要である。

計画の基本的事項

1 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 基本理念

ゼロエミッションシティ広島の推進

排出事業者・処理業者・市民・行政が協働し、産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクル（3R）を推進することにより、将来にわたって市民が健康で安全に暮らすことのできる良好な生活環境を保全します。

※3Rとは

Reduce（リデュース＝発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の3つのRの総称です。

3 計画策定の視点

以下の視点から計画を策定します。

- 1 排出事業者においては、産業廃棄物を適正に処理する責任があるため、自らの責任を認識するとともに、法令を遵守することが求められます。
- 2 処理業者においては、受託した産業廃棄物の適正な処理を徹底するとともに、周辺環境に配慮し、維持管理情報を公表することにより、市民及び排出事業者との信頼関係を築くことが求められます。
- 3 市民及び排出事業者においては、建設工事の発注や不用品回収の利用など、様々な場面で業者を選ぶにあたり、価格のみで判断するのではなく、産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルに努める業者を選ぶことが求められます。
- 4 本市においては、産業廃棄物の適正処理指導を行うとともに、減量化・リサイクルを推進するための施策を展開することが求められます。
また、排出事業者の模範となるよう、率先して産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルに取り組むことが求められます。

4 基本方針・目標

I 適正処理の確保

排出事業者及び処理業者における、産業廃棄物の適正な処理の確保を図ります。

目標

- 不適正な野積みをなくす。
- 全ての排出事業者がマニフェストを交付し、その状況を本市に報告する。
- 優良産廃処理業者（現状 17 業者^{※1}）を増やす。 ※1：令和元年度末現在

II 最終処分量の削減

経済性を考慮しながら、産業廃棄物の減量化・リサイクル（3R）を促進し、最終処分量の削減を図ります。

目標

- 最終処分率（現状 4.4%^{※2}）を 2.9%以下にする。 ※2：平成 30 年度実績

III 効果的・効率的な施策の推進

社会情勢の変化に対応し、排出事業者にとって分かりやすい、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

5 施策体系

本市における産業廃棄物処理に関する課題等を踏まえ、基本方針に沿って施策を体系化し、重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として定めます。

違法処理廃棄物ゼロの実現

最重点 施策

廃棄物等の不適正な処理については、生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、市民等からは正の要望も強く、早期に解決する必要があることから、「違法処理廃棄物ゼロの実現」を最重点施策と位置付けます。

排出事業者責任の徹底

重点 施策

産業廃棄物の適正な処理を確保するためには、排出事業者が自らの責任を認識し、法令を遵守することが重要であり、「排出事業者責任の徹底」を重点施策と位置付けます。

減量化・リサイクル（3R）の促進

重点 施策

最終処分場の延命化や資源の有効利用を図るため、「減量化・リサイクル（3R）の促進」を重点施策と位置付けます。

情報化の促進

重点 施策

社会情勢の変化に対応するため、「情報化の促進」を重点施策と位置付けます。

施策体系

基本方針	基本施策	個別施策
I 適正処理の確保	最重点施策 違法処理廃棄物ゼロの実現	<ul style="list-style-type: none"> 違法行為に対する指導・監視体制の強化 違法行為に対する意識啓発の実施
	重点施策 排出事業者責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者による法令遵守の徹底 市の各施設・部署における適正処理の推進 建設廃棄物の再生利用時における適正処理の促進
	処理業者による適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 処理業者への立入検査等の実施 処理施設に関する維持管理情報の公表の促進 優良産廃処理業者認定制度の活用促進
	有害廃棄物の適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> P C B 廃棄物の適正処理の促進 アスベストほか有害廃棄物の適正処理の促進
II 最終処分量の削減	重点施策 減量化・リサイクル（3R）の促進	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者による自主的取組の促進 排出事業者が取り組みやすい環境づくり 廃プラスチック類等のリサイクルの促進 各種リサイクル法の円滑な運用
	市自らの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 上下水汚泥の減量化・リサイクルの推進 公共工事等におけるリサイクルの推進
III 効果的・効率的な施策の推進	事業系廃棄物に関する総合的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ガイドブックによる総合的な意識啓発・指導
	近隣自治体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における廃棄物処理体制の整備 不適正処理の拡大防止に向けた連携
	重点施策 情報化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 双方向コミュニケーションの充実 電子マニフェストの普及の促進

基本・個別施策

I 適正処理の確保

最重点施策 | 1 違法処理廃棄物ゼロの実現

廃棄物等の不適正処理については、生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、厳正に対処する必要があります。

その中でも、廃棄物等を野外に放置すること（野積み）は、飛散や流出、地下浸透、悪臭、害虫発生等の様々な問題につながるため、『早いうちに芽を摘む』ことが重要であり、不適正処理の拡大防止に向け、指導・監視体制を強化するとともに、市民及び排出事業者への意識啓発を行います。

また、このような違法行為に対しては、速やかに是正するよう指導を行い、それでも是正されない場合には、行政処分を含めて厳正に対処します。

体制強化

違法行為に対する指導・監視体制の強化

廃棄物等の野積み事案が多い建設業者を中心に計画的な立入指導を行うとともに、野積みを発見した時の通報を市民に呼びかけるなど、違法行為に対する指導・監視体制を強化します。

本市における廃棄物等の野積み事案については、工事を請け負う中小企業の建設業者によるものが多いことから、これらの業者を中心に計画的な立入指導を行います。

不適正な野積みが多い建設廃棄物については、平成 22 年の廃棄物処理法改正により、排出した事業場外における 300 m 以上の場所で保管する際の事前届出が義務付けられました。

また、平成 29 年の同法改正により、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、保管または処分を業として行う者に対する基準の遵守等が義務付けられました。

しかし、建設廃棄物以外の廃棄物や、建設廃棄物であっても、排出した事業場外における 300 m 未満の場所での保管については、法令の規制対象となっておりません。

このような法令の規制対象となっていない廃棄物等についても、不適正処理の拡大防止に向け、立入指導を行います。

なお、不適正な野積みへの早期対応を図るため、ホームページや広報紙、業界団体を通じた働きかけ等により、野積みを発見した時の通報を市民に呼びかけるとともに、警察等の関係機関との連携や市の部署間での情報共有を推進します。

意識啓発

違法行為に対する意識啓発の実施

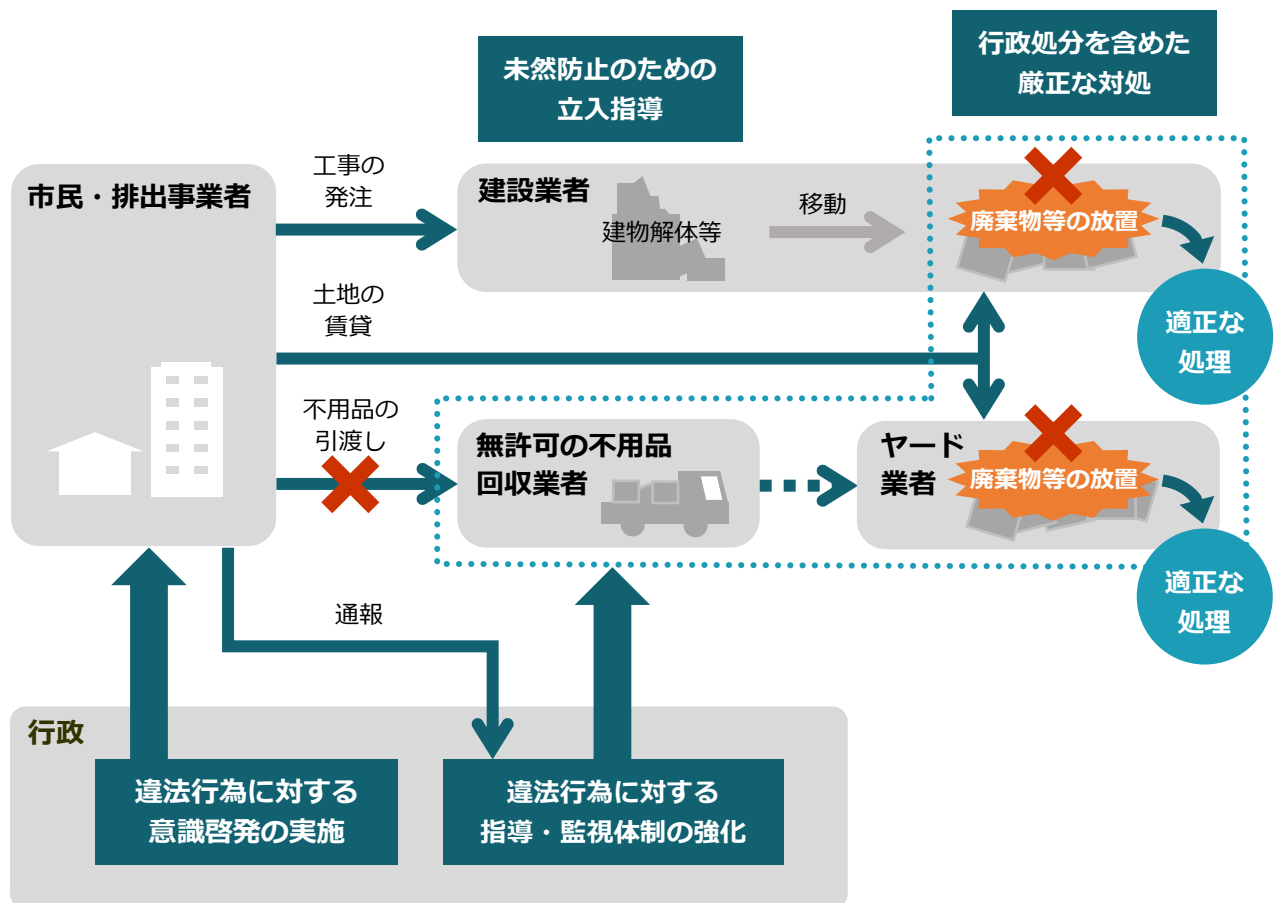
建設工事の発注や不用品回収の利用等にあたっては、許可を有する業者を選び、廃棄物の処理に必要な費用を負担するよう、市民及び排出事業者への意識啓発を行います。

建設工事の発注や不用品回収の利用等にあたっては、許可を有する業者を選び、廃棄物の処理に必要な費用を負担するよう、市民及び排出事業者への意識啓発を行うとともに、無許可の不用品回収業者に関する情報提供を呼びかけるなど、不適正処理の拡大防止につなげます。

また、土地の所有者には、賃貸借契約を結ぶ際に借主の使用目的を把握し、廃棄物等の保管について定期的に確認するなど、その土地において廃棄物等が不適正に処理されることのないよう、適正な管理を求めます。

なお、明確な違法行為を続ける事業者については、行政処分を行い、ホームページで公表します。

施策のイメージ図『違法処理廃棄物ゼロの実現』



重点施策 | 2 排出事業者責任の徹底

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあり、その適正な処理の確保にあたっては、排出事業者の果たす役割が重要です。

排出事業者には、法令等によって様々な義務が課せられていますが、排出事業者への意識調査によると、これらの遵守事項を全て把握し、廃棄物を適正に処理している事業者の割合は低い結果となっています。

このため、適正な処理についての周知や計画的な立入指導等を行うことにより、排出事業者の理解を促進し、法令遵守の徹底を図ります。

事業者 指導

排出事業者による法令遵守の徹底

マニフェスト交付等状況報告を提出していない事業者への立入指導やガイドブックの配布等により、排出事業者の理解を促進し、法令遵守の徹底を図ります。

ホームページや広報紙、業界団体を通じた働きかけ等により、産業廃棄物の適正な処理について広く周知を図るほか、マニフェスト交付等状況報告を提出していない大規模な事業者を中心に計画的な立入指導を行い、保管及び委託基準の遵守等について確認します。

また、本市が作成した「事業ごみ適正処理ガイドブック」や「建設廃棄物の適正処理ガイド」の配布等により、排出事業者の理解を促進し、法令遵守の徹底を図ります。

市内 対策

市の各施設・部署における適正処理の推進

市の各施設・部署が排出事業者の模範となるよう、率先して産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルに取り組みます。

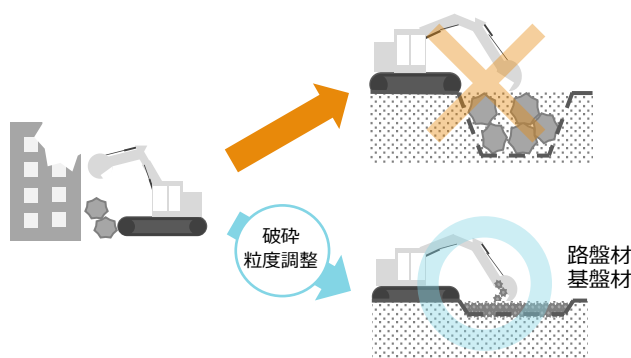
本市は、産業廃棄物を多量に排出する事業者でもあるため、排出事業者の模範となるよう、各施設・部署における産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルを徹底するとともに、電子マニフェストの利用を推進します。

再生 利用

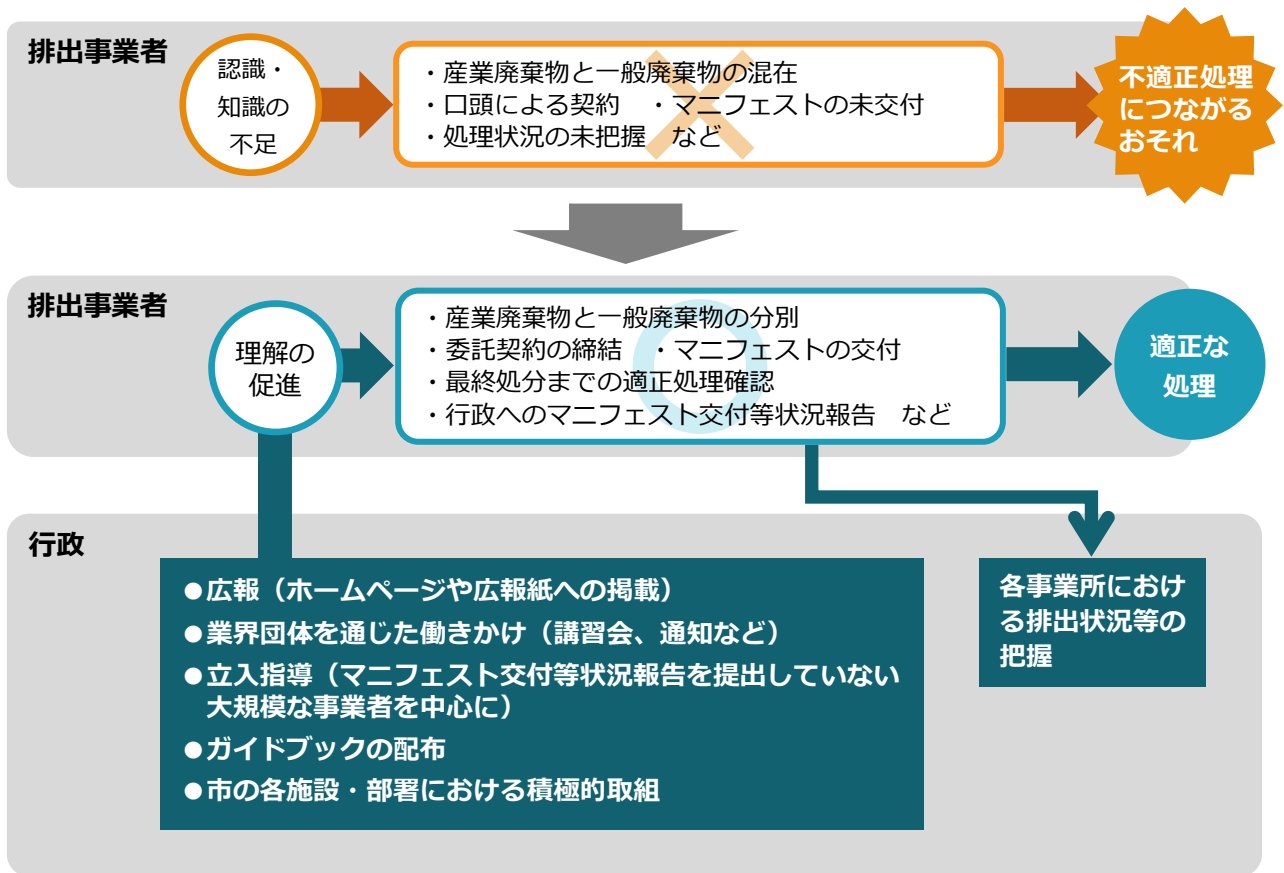
建設廃棄物の再生利用時における適正処理の促進

建設工事から発生する産業廃棄物を排出事業者が自ら再生利用する場合における適正な処理の確保を図ります。

建設工事から発生する産業廃棄物を排出事業者が自ら再生利用する場合においても、他人に有償で売却できる性状にする必要があるため、指導指針等を活用し、適正な処理の確保を図ります。



施策のイメージ図『排出事業者責任の徹底』



基本
個別
施策

I
適正
処理
の
確保

建設廃棄物の適正処理ガイド

※事業ごみ適正処理ガイドブックは28ページで紹介しています。

内容	
排出事業者の責務	廃棄物の適正な処理
委託契約	業者選び、契約締結、確認・保存
廃棄物の保管	囲いの設置、掲示板の設置、飛散・悪臭の発生防止等、積上げ高さの制限
マニフェスト	マニフェストの交付・保存・報告、建設系廃棄物マニフェストの記載例
廃棄物の運搬	車両への表示、車両への書面の備え付け、飛散・悪臭の発生防止等
各種届出・注意事項	建設リサイクル法に基づく届出、多量排出事業者による届出、注意が必要な廃棄物

配布

市ホームページで公開するとともに、希望者には冊子を配布します。

広島市 建設廃棄物の適正処理ガイド

検索

スマートフォン等で検索してください！

3 処理業者による適正処理の徹底

処理業者への定期的な立入検査等を行うとともに、処理施設に関する維持管理情報の公表や優良産廃処理業者認定制度の活用を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図ります。

立入 検査等

処理業者への立入検査等の実施

処理業者への定期的な立入検査等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理及び施設の適正な維持管理を促進します。

処理業者への定期的な立入検査等を行うことにより、産業廃棄物の保管及び処理状況や施設の維持管理状況等を確認し、法令遵守の徹底を図ります。

また、焼却施設や最終処分場等については、排ガス検査や水質検査を行うことにより、施設の適正な維持管理を促進します。

維持管理 情報

処理施設に関する維持管理情報の公表の促進

焼却施設や最終処分場等の処理施設に関する維持管理情報の公表について、定期的な確認及び指導を行います。

排出事業者が処理業者に関する情報を把握することにより、産業廃棄物の適正な処理が促進されるよう、焼却施設や最終処分場等の設置者には、法令によって施設に関する維持管理情報をインターネットのほか適切な方法で公表することが義務付けられています。

また、維持管理情報を公表することは、処理施設に対する市民の不安感・不信任感を払拭し、信頼関係を築くことにもつながります。

このため、施設に関する維持管理情報の公表状況を定期的に確認するとともに、インターネットをはじめとした排出事業者が情報を入手しやすい方法での公表について指導を行います。

処理業者 優良化

優良産廃処理業者認定制度の活用の促進

優良産廃処理業者認定制度の周知や認定業者の公表等により、処理業者の優良化を促進します。

優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物の処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度であり、認定された処理業者は、通常5年である許可の有効期間が7年に延長され、許可証等を活用してPRできるなど、様々なメリットを受けられます。

ホームページを通じた制度の周知や認定業者の公表、排出事業者への立入指導時における認定業者リストの配布等により、排出事業者が優良な処理業者を選びやすい環境を整備し、処理業者の優良化を促進します。

4 有害廃棄物の適正処理の徹底

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やアスベスト、感染性廃棄物等の有害廃棄物について、市民の健康や生活環境に影響を及ぼすことがないように、適正な処理を徹底します。

PCB 廃棄物

PCB廃棄物の適正処理の促進

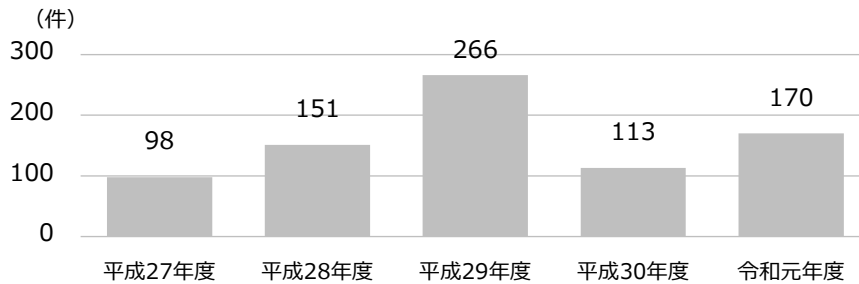
PCB廃棄物を保管する事業者には、適正な保管及び計画的な処理に関する具体的な指導を行います。

PCB廃棄物を保管する事業者には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出書の提出を求めるなど、適正な保管及び計画的な処理に関する具体的な指導を行います。

なお、高濃度PCB廃棄物については、処分期間が既に終了していることから、今後発見された場合には、処分できるようになるまでの継続的な保管指導等を行います。

また、低濃度PCB廃棄物については、処分期間が令和9年3月31日までと定められており、未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するため、徹底した掘り起こし調査を行います。

PCBに関する延べ立入指導件数の推移



有害 廃棄物

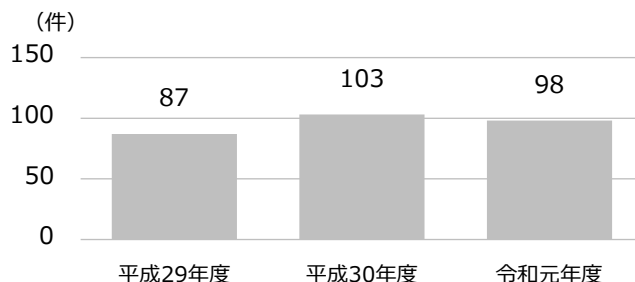
アスベストほか有害廃棄物の適正処理の促進

アスベストや感染性廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物についても、適正な処理を促進します。

石綿建材除去事業に伴い排出されるアスベストについて、廃石綿等適正処理指導に関する方針に基づき、計画書及び実施報告書の提出を通じて適正な処理を促進します。

また、医療機関等から排出される感染性廃棄物や、平成29年から含有量によっては回収が義務付けられた水銀廃棄物など、その他の有害廃棄物についても、適正な処理を促進します。

アスベストに関する計画書の提出件数の推移



II 最終処分量の削減

重点施策 | 1 減量化・リサイクル（3R）の促進

減量化・リサイクルに関する取組事例を積極的に紹介するなど、排出事業者が減量化・リサイクルに取り組みやすい環境を整備するとともに、排出事業者の取り組み意欲を高めることにより、可能な限り最終処分量を削減し、最終処分率 2.9%以下を目指します。

自主的 取組

多量排出事業者による自主的取組の促進

減量化・リサイクルの取組状況を公表することにより、多量排出事業者の取り組み意欲を高め、自主的取組の促進を図ります。

減量化・リサイクルを推進するためには、産業廃棄物を多量に排出する事業者による取組が重要であり、前年度に 500 トン以上（特別管理産業廃棄物であれば 50 トン以上）排出した事業者については、廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例により、処理計画及び実施状況報告の提出が義務付けられています。

このような事業者の取り組み意欲を高めるため、減量化・リサイクルの取組状況を分かりやすく公表することにより、自主的取組の促進を図ります。

また、減量化・リサイクルの取組割合が低い事業者や、基準量以上の産業廃棄物を排出しているにもかかわらず、処理計画を提出していない事業者には、重点的に指導を行います。

コラム

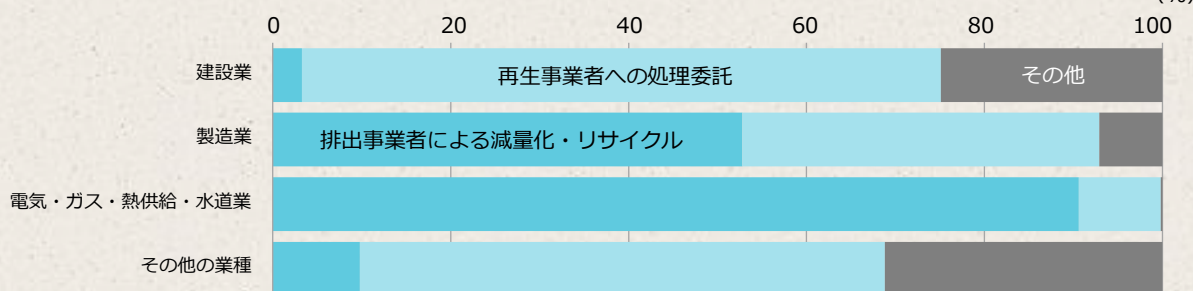
多量排出事業者の実施状況報告

多量排出事業者の実施状況報告（平成 30 年度実績）によると、排出量の合計は約 177 万トンであり、本市における総排出量の約 8 割を占めています。

また、報告事業者数を業種別で見ると、建設業が最も多く、全体の約 6 割を占めています。

なお、電気・ガス・熱供給・水道業においては、排出量のほとんどが減量化・リサイクルされており、その他の業種においても、排出量の約 7 割が減量化・リサイクルされていますが、中には取組割合が低い事業者も見られます。

多量排出事業者による減量化・リサイクルの取組状況（平成 30 年度）



環境 づくり

排出事業者が取り組みやすい環境づくり

減量化・リサイクルに関する取組事例を積極的に紹介するなど、排出事業者が減量化・リサイクルに取り組みやすい環境を整備します。

減量化・リサイクルに関する取組事例を積極的に紹介するほか、排出事業者が再生事業者に処理を委託する際に役立つよう、受入品目や所在地等の事業者情報を分かりやすく公表するとともに、優良産廃処理業者を含めてリサイクルを積極的に推進する事業者を紹介するなど、排出事業者が減量化・リサイクルに取り組みやすい環境を整備します。

また、リサイクルできるものについては、分別した上で再生事業者に処理を委託するよう、ホームページや広報紙、ガイドブックを通じた働きかけ等により、リサイクルの促進を図ります。

最終 処分率

廃プラスチック類等のリサイクルの促進

全国平均と比べて最終処分率が高い、廃プラスチック類、がれき類及び金属くずについて、民間処理施設におけるリサイクルの促進を図ります。

これまで民間処理施設の整備が不十分であったこともあり、特に廃プラスチック類やがれき類、金属くずについては、全国平均と比べて最終処分率が高くなっていますが、民間処理施設の整備が進んでいることから、排出事業者への情報提供等によってリサイクルを促進するとともに、これらの産業廃棄物を多量に排出している事業者に個別指導を行い、最終処分率の低下を図ります。

各種リサ イクル法

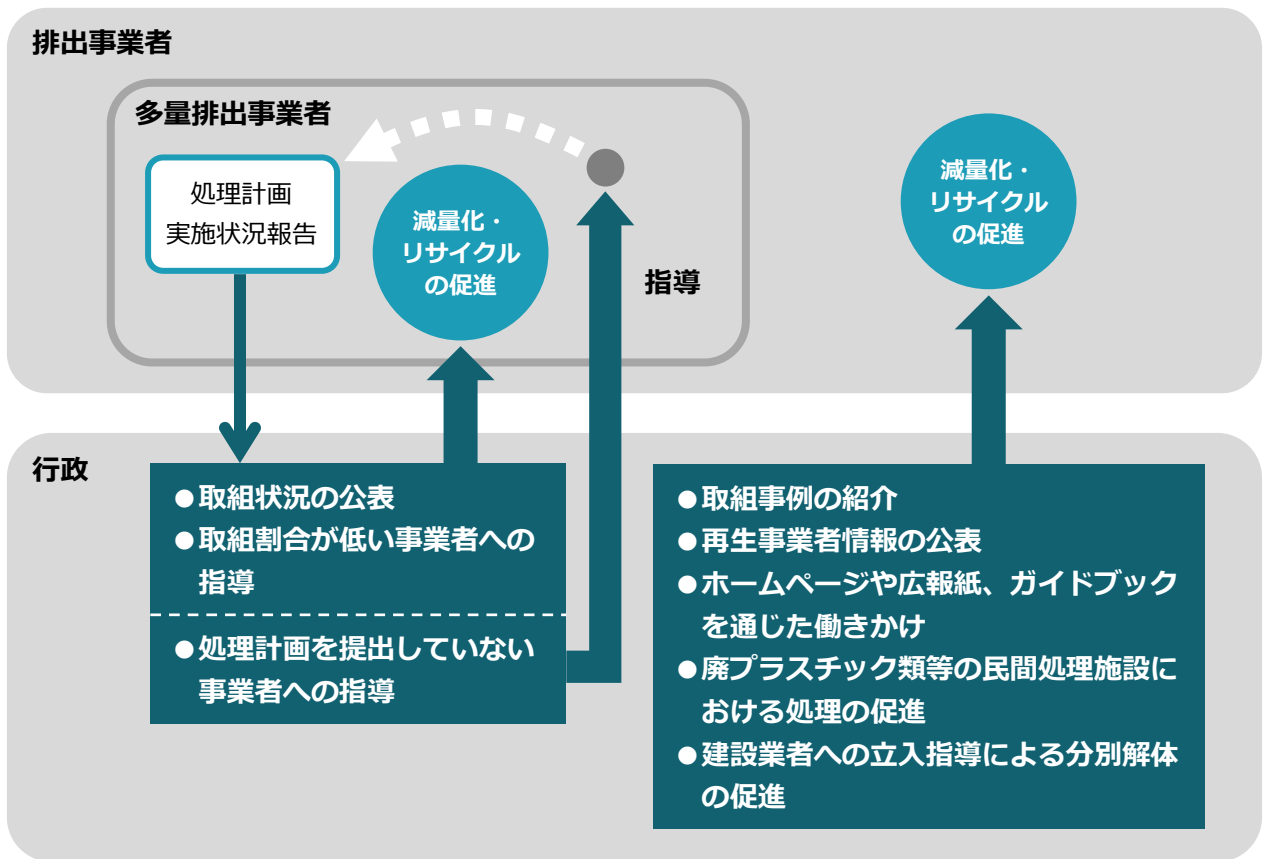
各種リサイクル法の円滑な運用

自動車リサイクル法や建設リサイクル法など、各種リサイクル法の円滑な運用を図るとともに、分別解体の促進等について、建設業者への立入指導を行います。

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の引取業・フロン類回収業の登録制度や解体業・破碎業の許可制度、建設リサイクル法に基づく分別解体計画の届出制度等の円滑な運用を図ります。

また、分別解体の促進等について、適正処理指導とあわせて建設業者への立入指導を行います。

施策のイメージ図『減量化・リサイクル（3R）の促進』

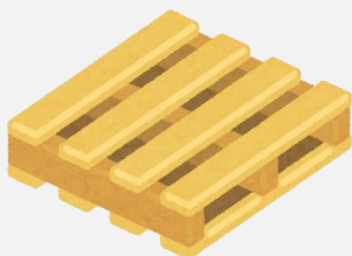


減量化・リサイクルに関する取組事例

本市においては、産業廃棄物の減量化・リサイクルに積極的に取り組んでいる事業者を取材し、取組内容をホームページで紹介しています。

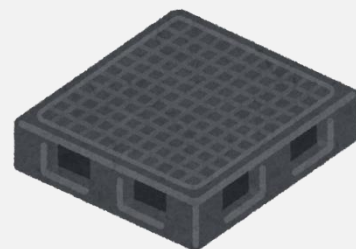
ぜひ、減量化・リサイクルに取り組む際の参考としてください。

例：パレットの排出抑制



【木製パレット】

樹脂パレットと比べて、安価であるが、傷みやすく、廃棄物になりやすい。



【樹脂パレット】

木製パレットと比べて、高価であるが、傷みにくく、廃棄物になりにくい。

広島市 産業廃棄物削減 取組事例

検索

スマートフォン等で検索してください！

2 市自らの取組の推進

本市は、産業廃棄物を多量に排出する事業者であるとともに、大規模な公共工事の発注者でもあることから、率先して産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルに取り組むとともに、可能な限り再生資材の使用に努めます。

上下水 汚泥

上下水汚泥の減量化・リサイクルの推進

水資源再生センター及び浄水場から排出される上下水汚泥の減量化・リサイクルを推進します。

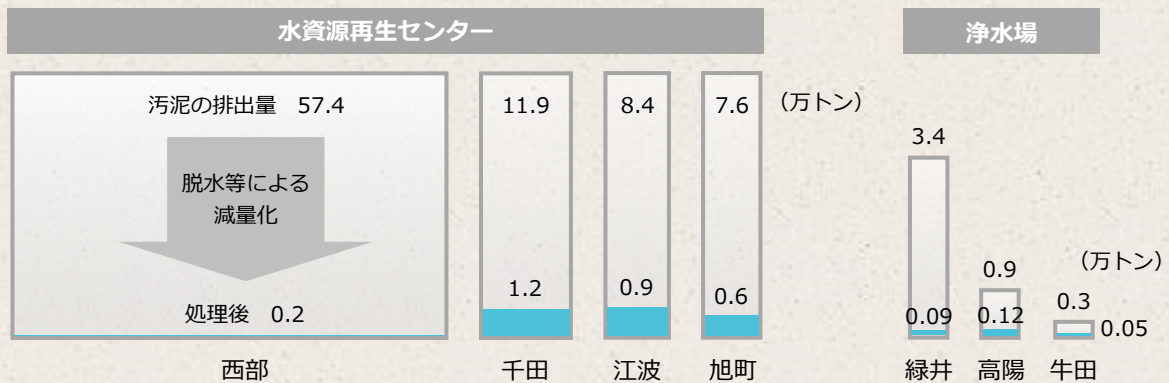
本市の水資源再生センター（4か所）及び浄水場（3か所）からは、多量の上下水汚泥が排出されています。これらの汚泥については、施設内で脱水等の処理を行い、可能な限り減量化するとともに、再生利用に取り組みます。

コラム

本市の上下水道施設から排出される汚泥の処理状況

本市の水資源再生センター及び浄水場から排出される汚泥については、施設内で脱水等の処理を行い、大幅に減量化されています。特に西部水資源再生センターにおいては、脱水や燃料化等の処理により、排出量（約57万4千トン）の1%以下まで減量化されています。

多量排出事業者実施状況報告（令和元年度実績）より



公共 工事

公共工事等におけるリサイクルの推進

本市が発注する建設工事において、産業廃棄物の再資源化や再生資材の使用に努めるなど、リサイクルを推進します。

本市が発注する建設工事から発生した産業廃棄物、特にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及び建設汚泥については、可能な限り再資源化に努めます。

また、建設工事で使用する資材については、工事の品質や環境安全性の確保、総合的なコストに留意しながら、可能な限り再生資材、特に広島県登録リサイクル製品及び広島市グリーン購入適合資材の使用に努めます。

Ⅲ 効果的・効率的な施策の推進

1 事業系廃棄物に関する総合的な対応

排出事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物の両方を排出しており、排出事業者への意識調査の結果によると、「産業廃棄物のみ一般廃棄物のみでなく、両方あわせて説明や情報提供をしてほしい」との行政に対する要望が多くありました。

本市においては、産業廃棄物と一般廃棄物を別々にして意識啓発や指導等を行っているため、排出事業者にとって分かりにくいものとなっていると考えられます。

このため、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせた総合的な意識啓発や指導等を行うことにより、排出事業者にとって分かりやすい、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

共通 ガイド

ガイドブックによる総合的な意識啓発・指導

産業廃棄物と一般廃棄物をあわせた事業系廃棄物の処理に関するガイドブックにより、排出事業者への総合的な意識啓発・指導を行います。

排出事業者には、法令等によって様々な義務が課せられていますが、産業廃棄物と一般廃棄物で処理方法が異なり、複雑で分かりにくく、十分に認識されていない状況です。

このため、排出事業者が廃棄物を適正に処理できるよう、ホームページや広報紙、業界団体を通じた働きかけ等により、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や処理方法の違い等を分かりやすく説明した「事業ごみ適正処理ガイドブック」を広く周知するとともに、説明会を開催して排出事業者の認識を深め、適正な処理及び減量化・リサイクルの促進を図ります。

事業ごみ適正処理ガイドブック

内容

| 事業ごみの区分と種類

産業廃棄物と一般廃棄物の区分、その中でリサイクルできるもの

| ごみの出し方・処理の流れ

産業廃棄物と一般廃棄物の処理方法の違い

| 分別・保管

区分ごとの分別例、産業廃棄物の保管基準

| 委託契約

産業廃棄物と一般廃棄物の委託基準

| マニフェスト

マニフェストの交付・保存・報告、マニフェストの流れ

| 減量・リサイクル

減量化・リサイクルの取組方法

| 各種届出

法令等によって義務付けられている主な届出

配布

市ホームページで公開するとともに、希望者には冊子を配布します。

広島市 事業ごみ適正処理ガイドブック

検索

スマートフォン等で検索してください！

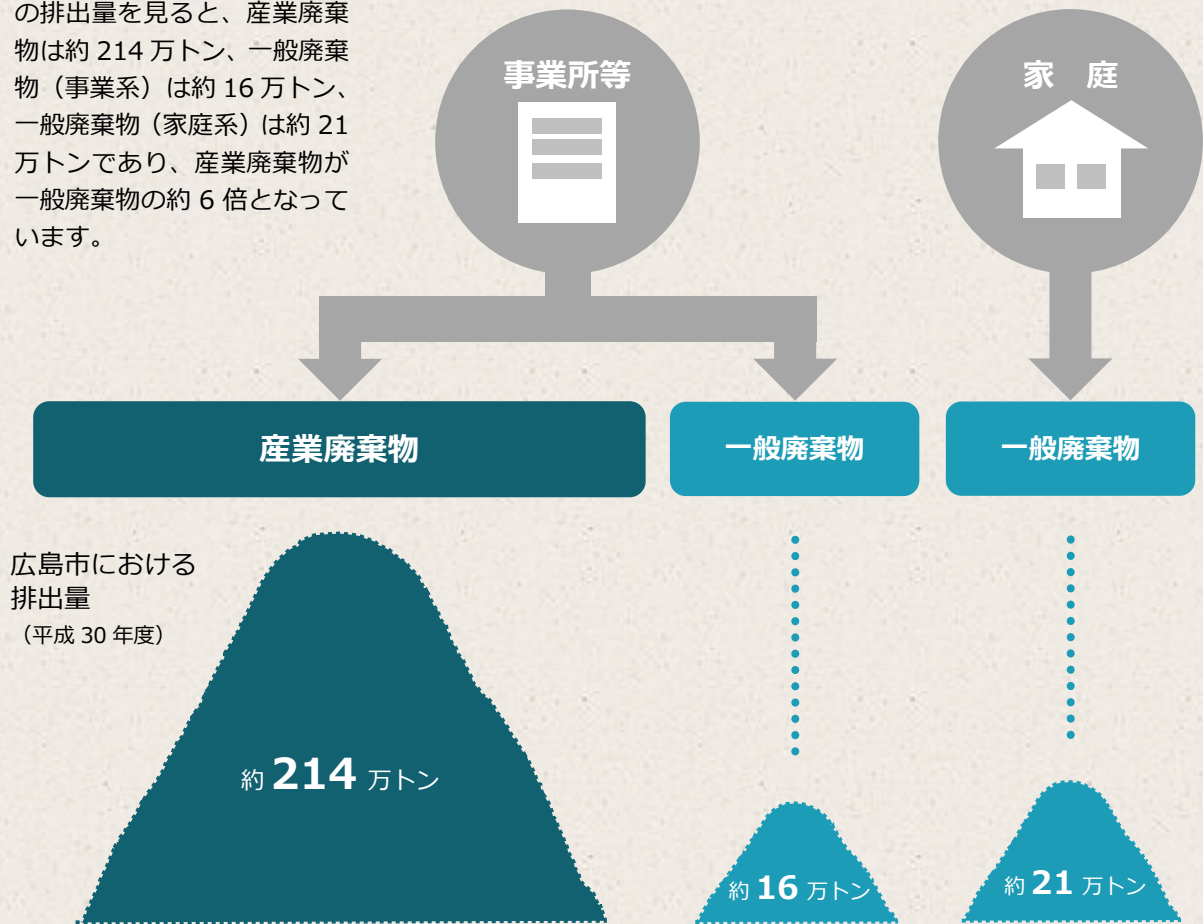
廃棄物の種類と量

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物に区分されています。

事業所等から排出される廃棄物のうち、汚泥やがれき類など、法令で定められた 20 種類が産業廃棄物、それ以外が一般廃棄物となります。

また、家庭から排出される廃棄物については、一般廃棄物となります。

本市における平成 30 年度の排出量を見ると、産業廃棄物は約 214 万トン、一般廃棄物（事業系）は約 16 万トン、一般廃棄物（家庭系）は約 21 万トンであり、産業廃棄物が一般廃棄物の約 6 倍となっています。



2 近隣自治体等との連携

災害時における廃棄物処理体制を整備するほか、不適正処理の拡大防止に向け、近隣自治体や関係機関との連携に努めます。

災害 廃棄物

災害時における廃棄物処理体制の整備

災害時に発生する廃棄物について、適正かつ迅速に処理できるよう、近隣自治体や関係機関との連携に努めます。

災害廃棄物は、一般廃棄物に該当するため、産業廃棄物の処理施設を活用して処理しようとする場合には、事前の届出が必要でしたが、平成 27 年の廃棄物処理法改正により、当該施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物については、事後の届出で処理できるようになりました。

このため、災害時に発生する、がれき類等の廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう、処理業者の施設能力等を把握し、災害時の協力について理解を求めるほか、近隣自治体や関係機関との連携に努めます。

コラム

平成 30 年 7 月豪雨災害

平成 30 年 7 月 6 日昼過ぎから翌 7 日朝にかけて、広島市においても、記録的な大雨に見舞われ、東部を中心に土石流やがけ崩れが多発し、山裾や谷間に広がる住宅地を襲ったことにより、多くの尊い命が失われるなど、大きな被害を受けました。

被災地からは、がれき混じりの土砂や流木など、多量の災害廃棄物が発生しましたが、市民や事業者、関係機関の協力により、処理が進められてきました。

また、被害を受けた事業所の解体等に伴って発生した廃棄物については、産業廃棄物として適正に処理されています。



共同 対応

不適正処理の拡大防止に向けた連携

共同での立入調査や協議会を通じた意見交換、合同パトロールなど、不適正処理の拡大防止に向け、近隣自治体や関係機関との連携に努めます。

不適正処理を行っている処理業者には、業の許可を与えている自治体から指導を行うことが効果的であり、許可の取消し等の行政処分を行う場合にも、迅速かつ的確に対応することができます。

このため、当該業者の許可権者が本市以外の自治体である場合には、必要に応じて許可権者である自治体と共同での立入調査等を行います。

また、広島県、広島市、呉市、福山市、環境省、広島県警察本部及び海上保安本部で構成する「広島県産業廃棄物適正処理推進連絡協議会」を通じた意見交換のほか、合同パトロールなど、不適正処理の拡大防止に向け、近隣自治体や関係機関との連携に努めます。

産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルを推進するため、排出事業者等との双方向コミュニケーションの充実を図るとともに、社会情勢の変化に対応し、電子Manifestoの普及の促進を図ります。

情報共有

双方向コミュニケーションの充実

ホームページの構成を見直すことにより、情報を分かりやすく発信するとともに、AIシステム等を活用し、双方向コミュニケーションの充実を図ります。

排出事業者には、委託契約の締結やManifestoの交付、最終処分までの適正処理確認、行政へのManifesto交付等状況報告など、法令等によって様々な義務が課せられています。

しかし、排出事業者への意識調査の結果によると、約6割の事業者が廃棄物処理に関する情報を十分に入手できておらず、「ホームページが分かりにくいので改善してほしい」との行政に対する要望もある状況となっています。

このため、ホームページの構成を見直すことにより、法令等による遵守事項のほか、減量化・リサイクルの取組方法やリサイクル業者情報など、排出事業者にとって必要な情報を分かりやすく発信するとともに、問い合わせに對話形式で自動的にお答えする広島市AIチャット、FacebookやTwitter等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、双方向コミュニケーションの充実を図ります。

電子Manifesto

電子Manifestoの普及の促進

社会情勢の変化に対応し、特に多量排出事業者や公共機関における電子Manifestoの普及の促進を図ります。

電子Manifestoは、スマートフォンやタブレット端末からの利用も可能となり、従来の紙Manifestoと比べると、排出事業者が廃棄物の流れを自ら把握・管理しやすく、事務処理の効率化を図ることができます。

しかし、排出事業者への意識調査の結果によると、電子Manifestoの利用状況については、6割以上の事業者が「紙Manifestoを使用している」と回答しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受け、電子化を促進すべき社会情勢にもなっています。

このため、市の各施設・部署における電子Manifestoの利用を推進するとともに、ホームページや広報紙、業界団体を通じた働きかけ等により、特に多量排出事業者や公共機関における電子Manifestoの普及の促進を図ります。

コラム

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルスは、重症急性呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）を引き起こすウイルスを含む、コロナウイルスのひとつです。

閉鎖した空間で、近距離で多くの方と会話するといった環境においては、くしゃみや咳等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出自粛、密閉空間・密集場所・密接場面いわゆる「3つの密」の回避等が重要です。

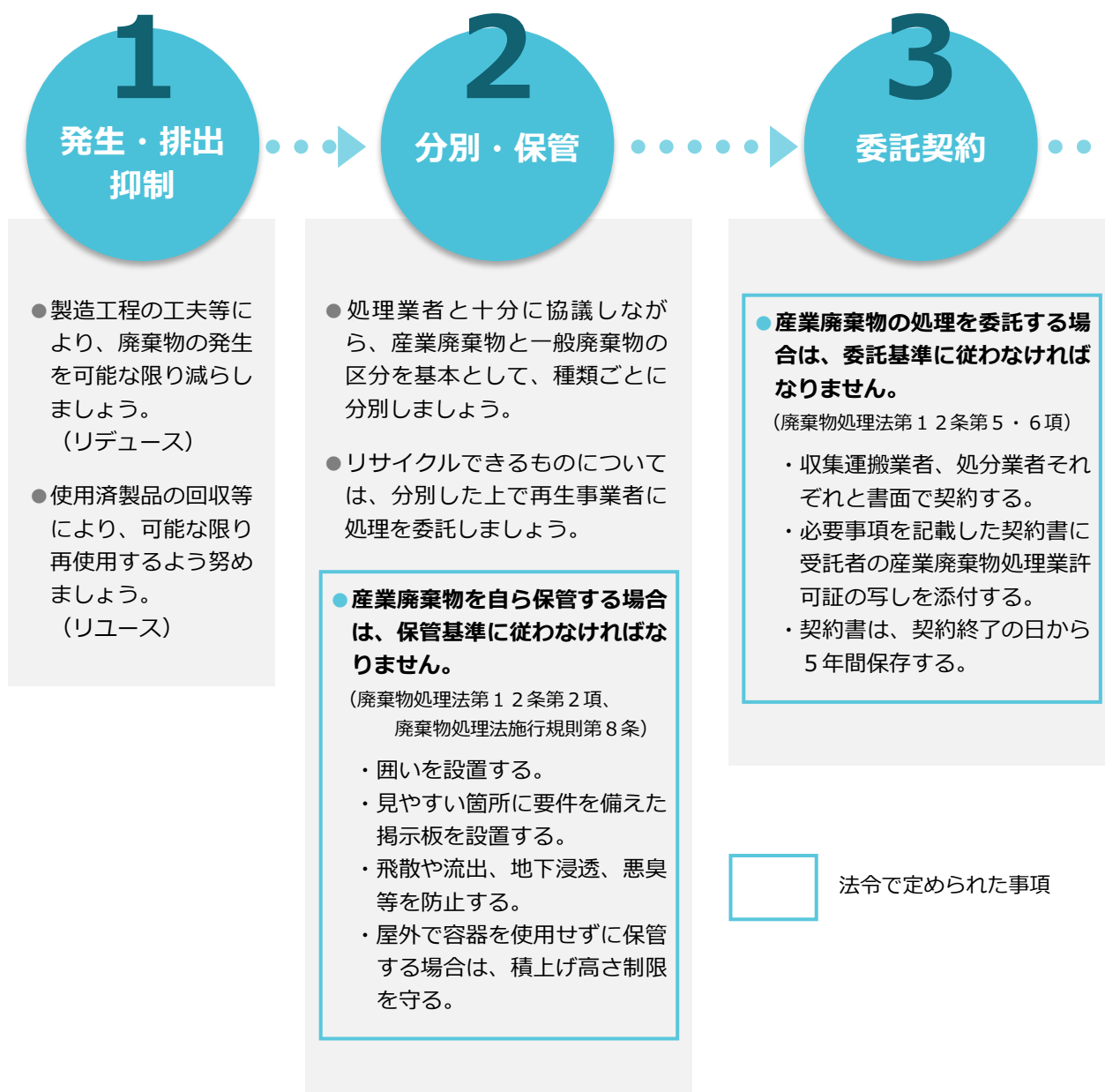
廃棄物処理は、国民生活を維持して経済を支える必要不可欠な社会インフラであるため、このような感染症対策を十分に講じながら、安定的に事業を継続することが求められています。



計画の推進

1 主体別の役割

産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルを推進するためには、排出事業者・処理業者・市民・行政の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協働することが必要です。

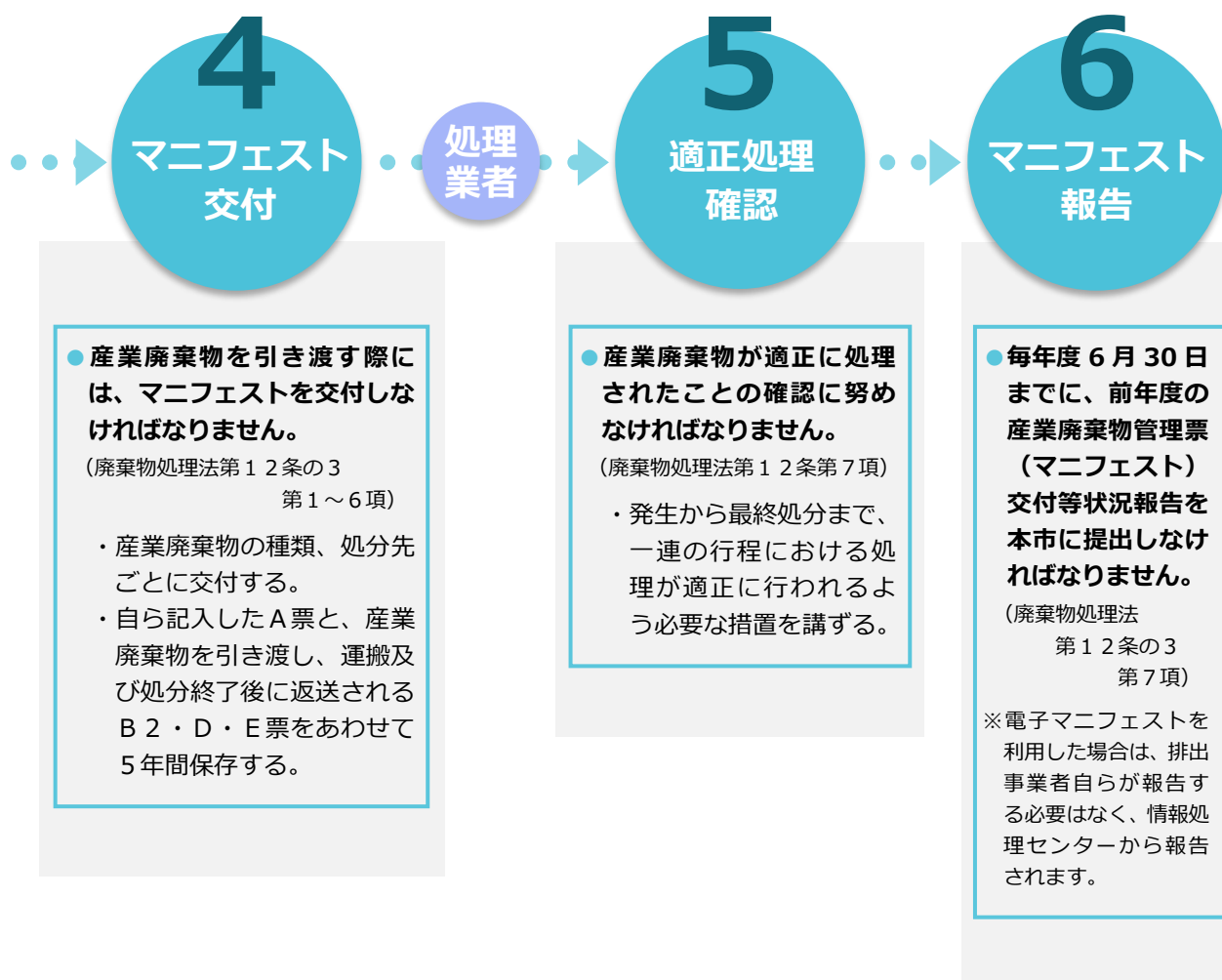


排出事業者

- 産業廃棄物の処理責任を認識するとともに、法令を遵守した適正な処理を推進します。
- 製造工程の工夫や使用済み製品の回収など、産業廃棄物の発生・排出抑制に取り組むとともに、処理を委託する場合には、リサイクルを積極的に推進する事業者へ委託します。
- リサイクル製品の購入、耐久性に優れた製品やリサイクルしやすい製品の開発に努めます。
- 産業廃棄物の適正な処理を確保するため、必要な処理費用を負担します。

処理業者

- 受託した産業廃棄物の適正な処理を徹底するとともに、産業廃棄物処理の専門家として、排出事業者への減量化・リサイクルに関するアドバイス等に努めます。
- 周辺環境に配慮し、維持管理情報を公表することにより、市民及び排出事業者との信頼関係を築きます。
- 災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理に向け、可能な限り協力します。



市民

- 不適正な野積みを発見した時は本市に通報するなど、早期対応に協力します。
- 建設工事の発注や不用品回収の利用等に当たっては、許可を有する業者を選び、廃棄物の処理に必要な費用を負担します。
- 廃棄物等が不適正に処理されることのないよう、所有する土地の適正な管理に努めます。
- 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、リサイクル製品の購入等に努めることにより、産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進します。

行政

- 排出事業者及び処理業者に産業廃棄物の適正処理指導や意識啓発を行います。
- 減量化・リサイクルを推進するための施策を展開し、各主体間の調整及び計画の進行管理を行います。
- 排出事業者及び公共工事発注者として、率先して産業廃棄物の適正な処理及び減量化・リサイクルに取り組むとともに、可能な限り再生資材の使用に努めます。



2 計画の進行管理

各施策については、この計画に掲げる目標を達成するため、進捗状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて施策の見直しや新たな施策を検討します。

参考資料

- 産業廃棄物実態調査
- 排出事業者への意識調査
- 処理業者への意識調査

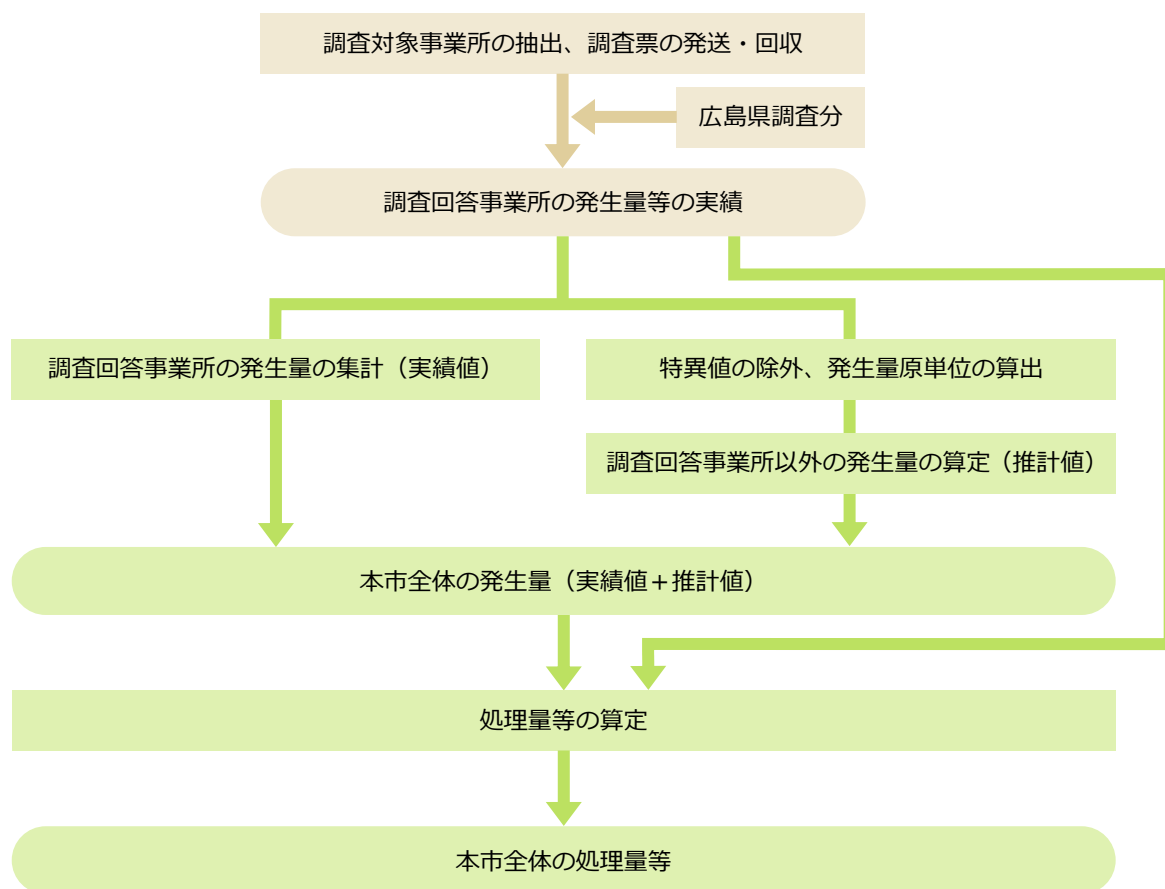
産業廃棄物実態調査

● 調査の概要

市域内の排出事業者を対象に実施した発生・処理状況等調査の結果に、広島県が実施した調査の結果を加え、本市全体の発生量等を算出しました。

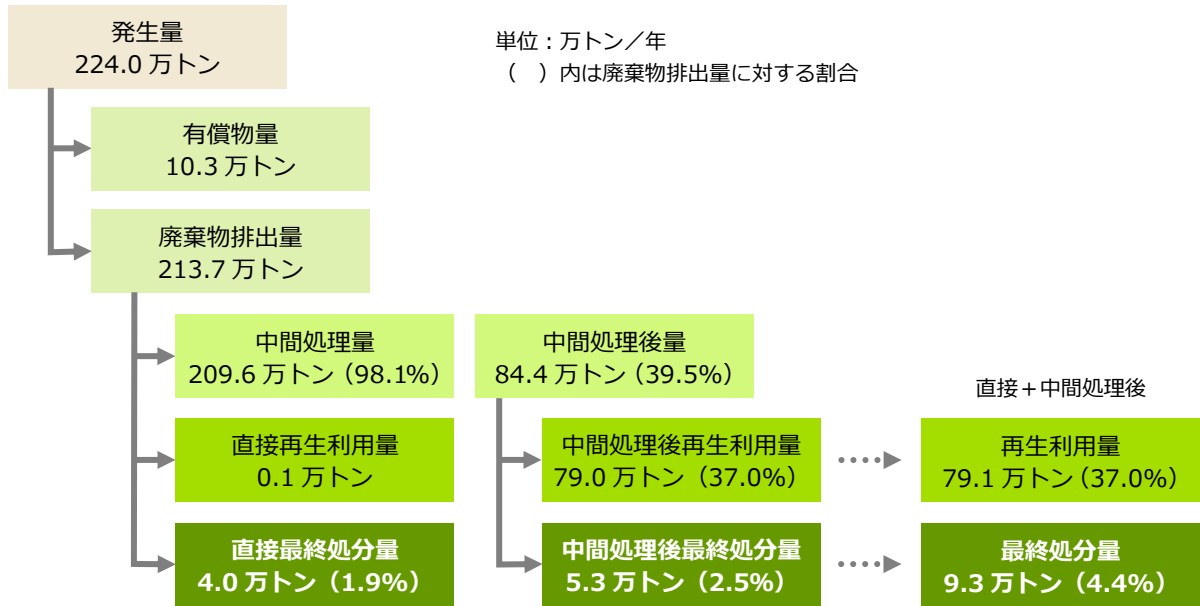
調査時期	令和元年12月～令和2年1月
調査対象年度	平成30年度
調査方法	調査票を送付し、回収した結果を基に発生量等を算出
調査内容	事業所の概要（事業所の形態、従業員数など） 産業廃棄物等の発生・処理状況（産業廃棄物の種類・年間発生量、自己中間処理方法・処理後量、委託先の名称・所在地、委託中間処理方法、委託中間処理後の処理方法、再生利用の用途など）
調査票送付先 回収事業所数	産業分類等を考慮し、排出量の多い事業所を中心に選定 3,408事業所（広島県調査分を含む）

● 調査の流れ

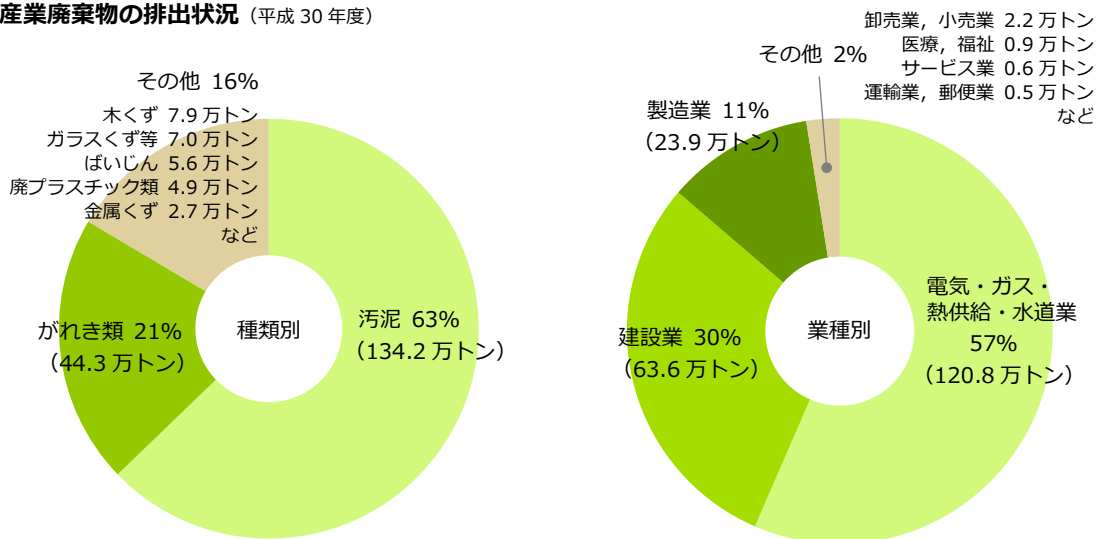


● 調査結果の概要

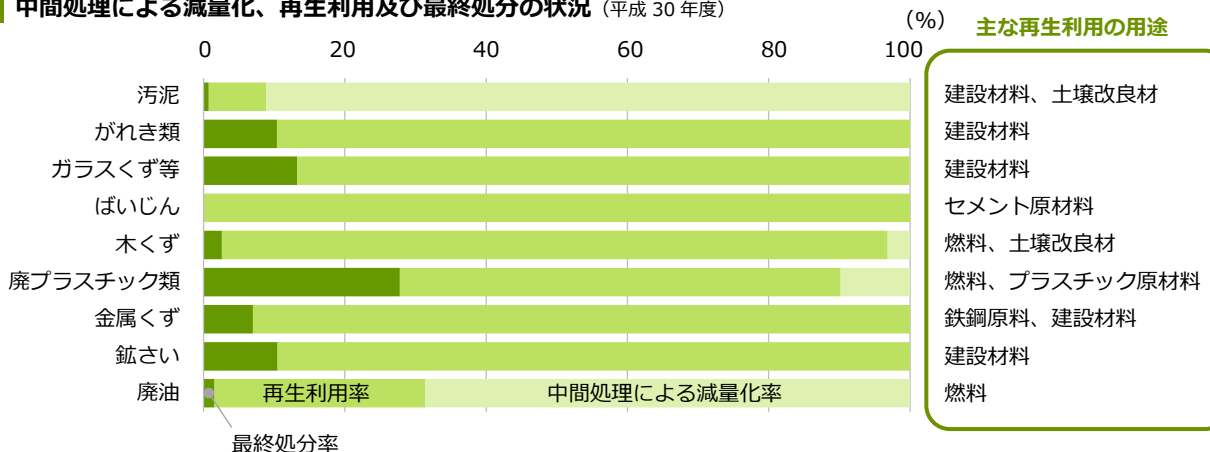
産業廃棄物の発生・処理フロー (平成30年度)



産業廃棄物の排出状況 (平成30年度)



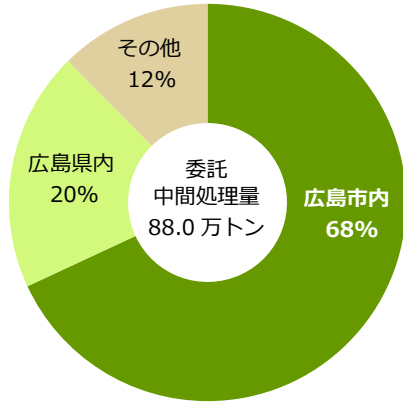
中間処理による減量化、再生利用及び最終処分の状況 (平成30年度)



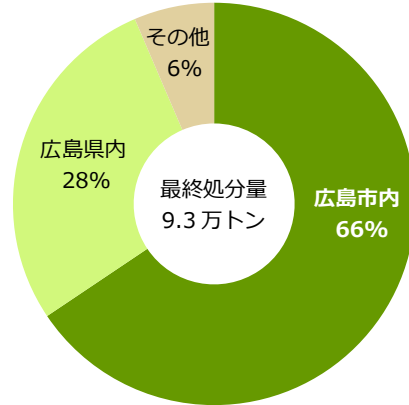
主な中間処理方法

汚泥	がれき類	ガラスくず等	ばいじん	木くず	廃プラスチック類	金属くず	鉱さい	廃油
脱水 凝縮 固化 乾燥	破碎 乾燥 選別	脱水 破碎 選別	焼成 破碎	破碎 焼却 圧縮	焼却 圧縮 破碎	破碎 圧縮	焼成 破碎 選別	油水分離 焼却

委託中間処理が行われている地域

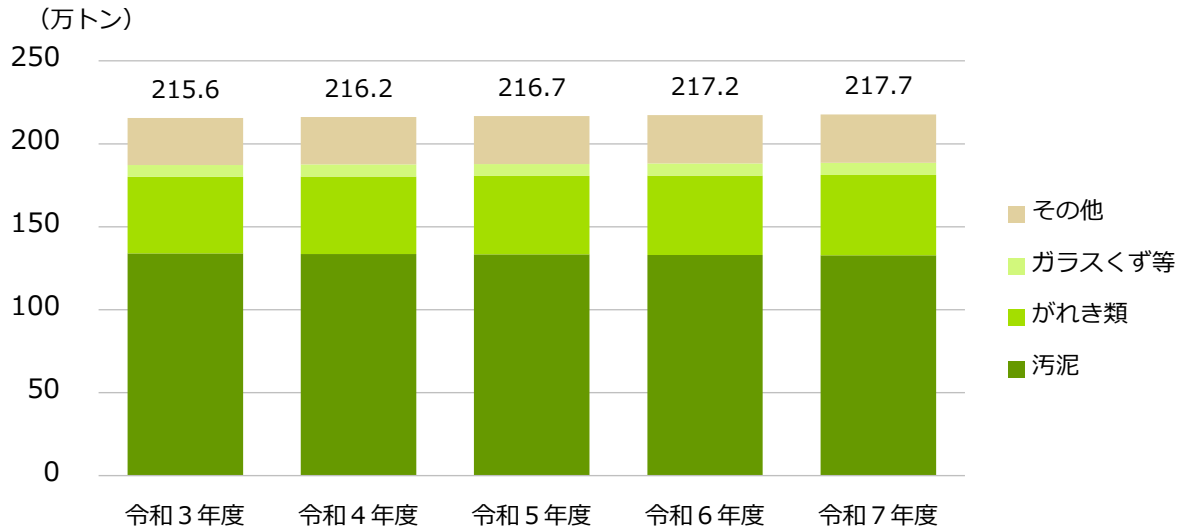


最終処分が行われている地域



● 将来予測

排出量（種類別）の将来見込み



排出事業者への意識調査

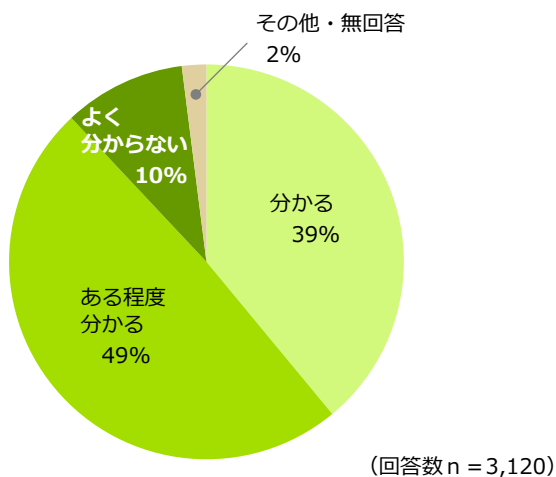
● 調査の概要

産業廃棄物実態調査とあわせて、市域内の排出事業者を対象に意識調査を実施しました。

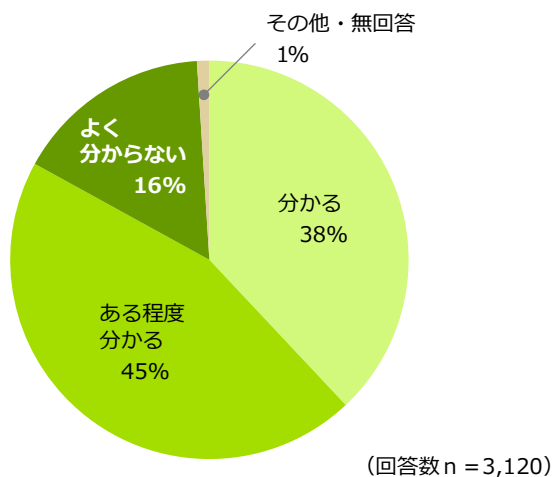
調査時期	令和元年 12月～令和 2年 1月
調査方法	調査票送付によるアンケート調査
回収件数	3,120 件
回収率	52.0%

● 調査結果の概要

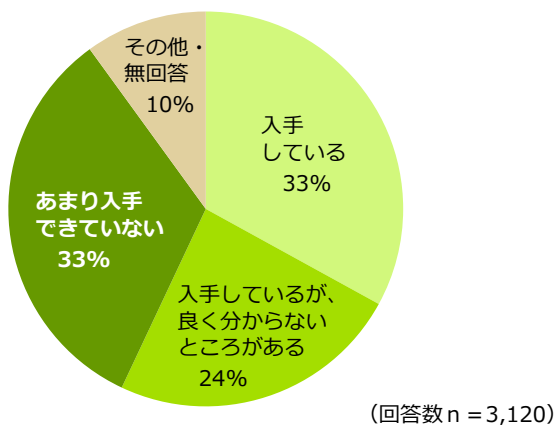
産業廃棄物と一般廃棄物の区分



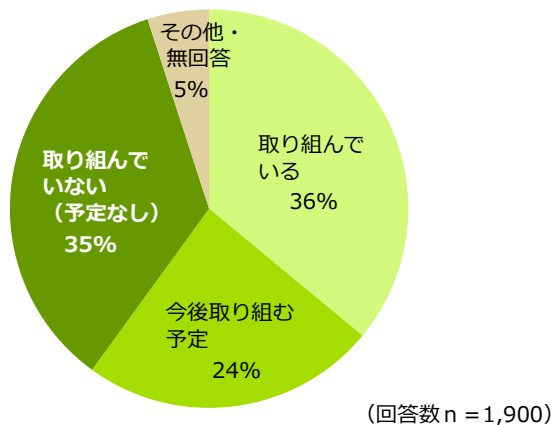
産業廃棄物と一般廃棄物の処理方法の違い



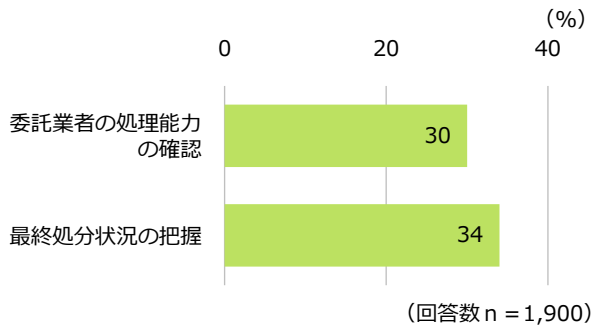
廃棄物処理に関する情報の入手状況



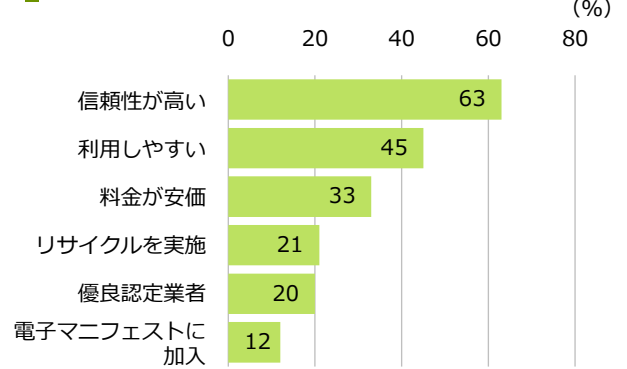
減量化・リサイクルの取組状況



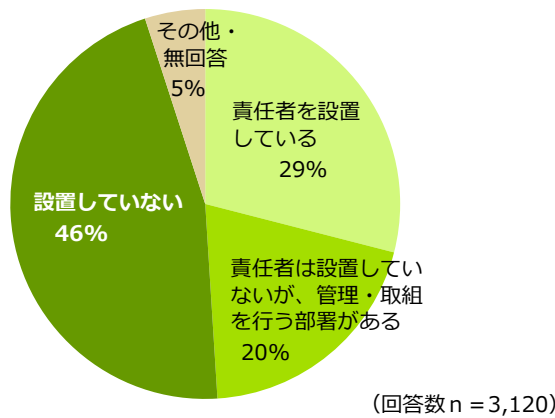
産業廃棄物管理にあたっての実施事項（複数回答可）



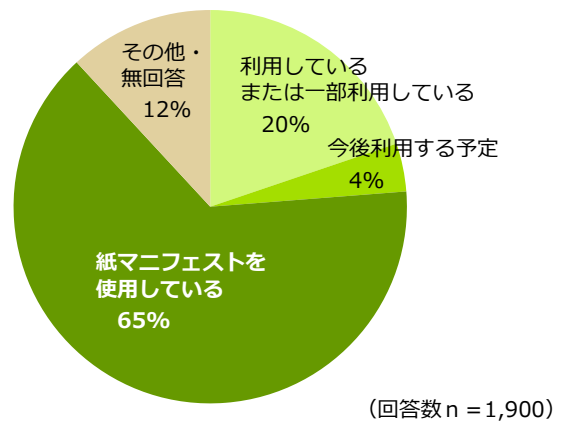
処理業者の選定基準（複数回答可）



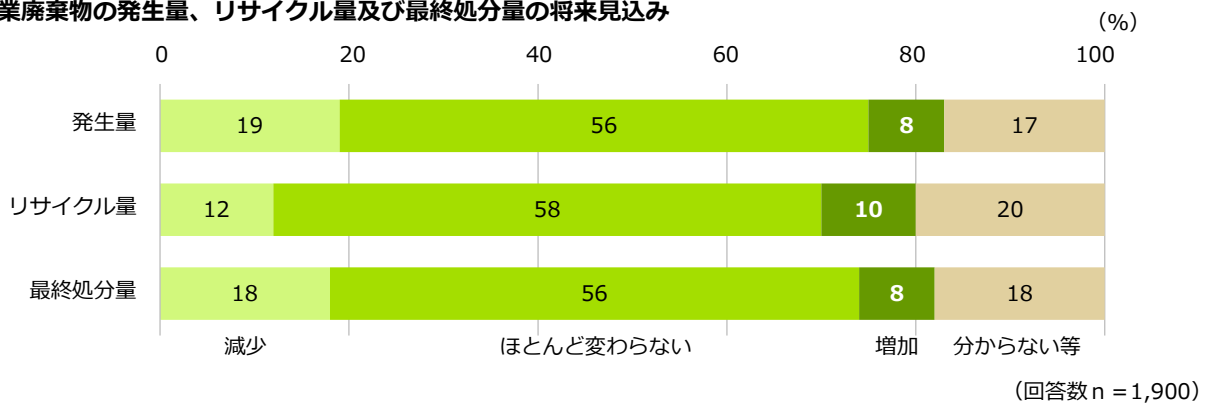
廃棄物処理の管理体制



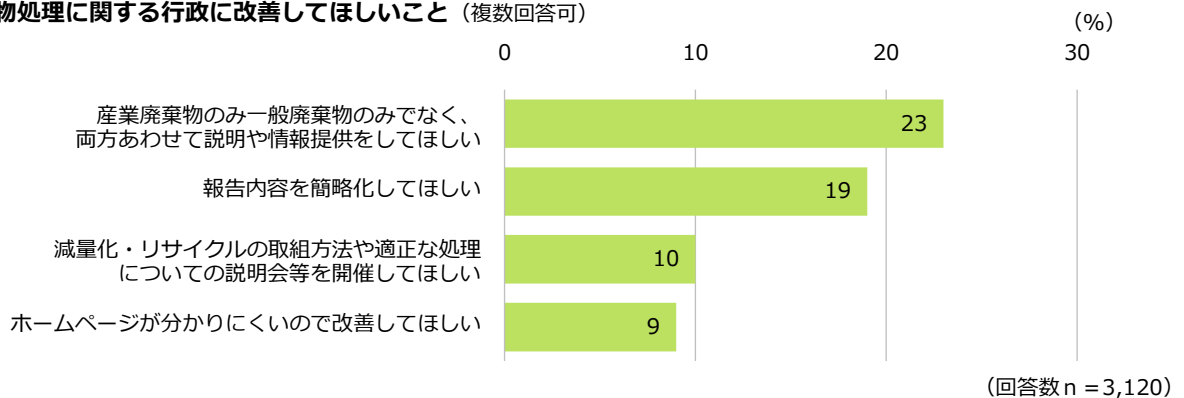
電子マニフェストの利用状況



産業廃棄物の発生量、リサイクル量及び最終処分量の将来見込み



廃棄物処理に関する行政に改善してほしいこと（複数回答可）



処理業者への意識調査

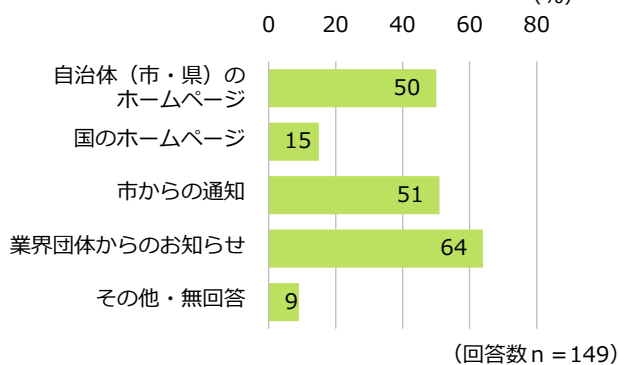
● 調査の概要

産業廃棄物実態調査とあわせて、市域内の処理業者を対象に意識調査を実施しました。

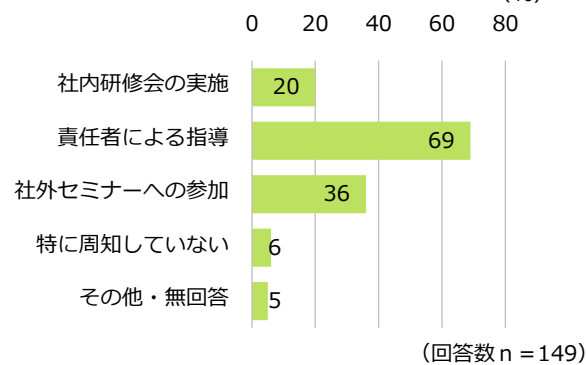
調査時期	令和元年 12月～令和 2年 1月
調査方法	調査票送付によるアンケート調査
調査対象	215 業者（本市の許可を有する収集運搬業者及び処分業者）
回収件数	149 件
回収率	69.3%

● 調査結果の概要

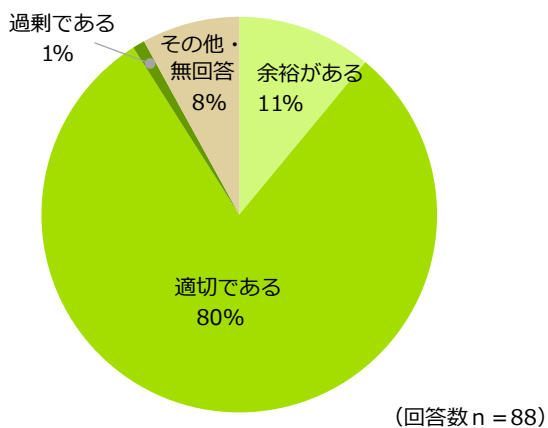
■ 廃棄物処理に関する情報の入手方法（複数回答可） (%)



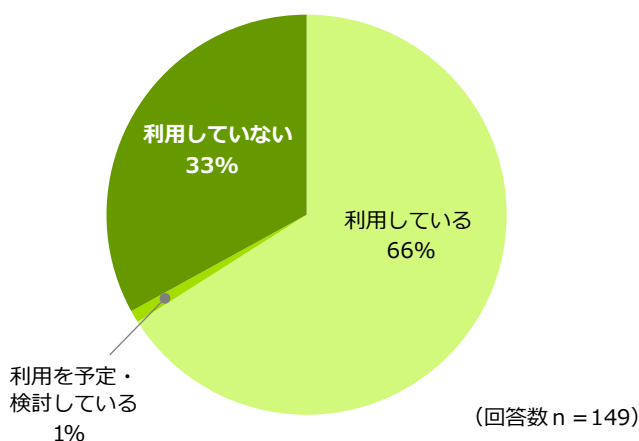
■ 法令に関する社内の周知方法（複数回答可） (%)



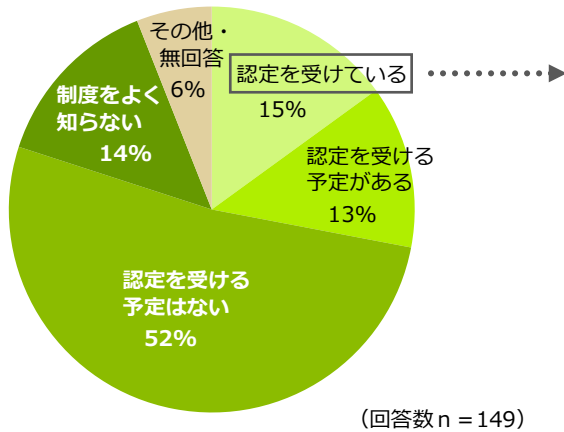
■ 廃棄物の受入状況



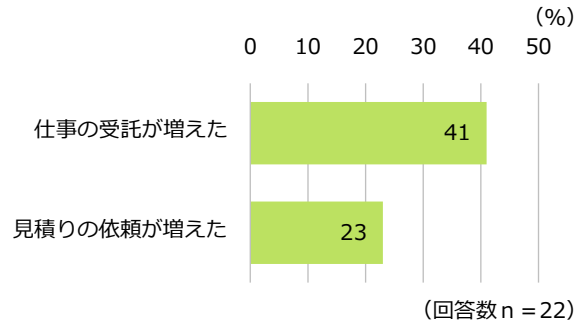
■ 電子Manifestoの利用状況



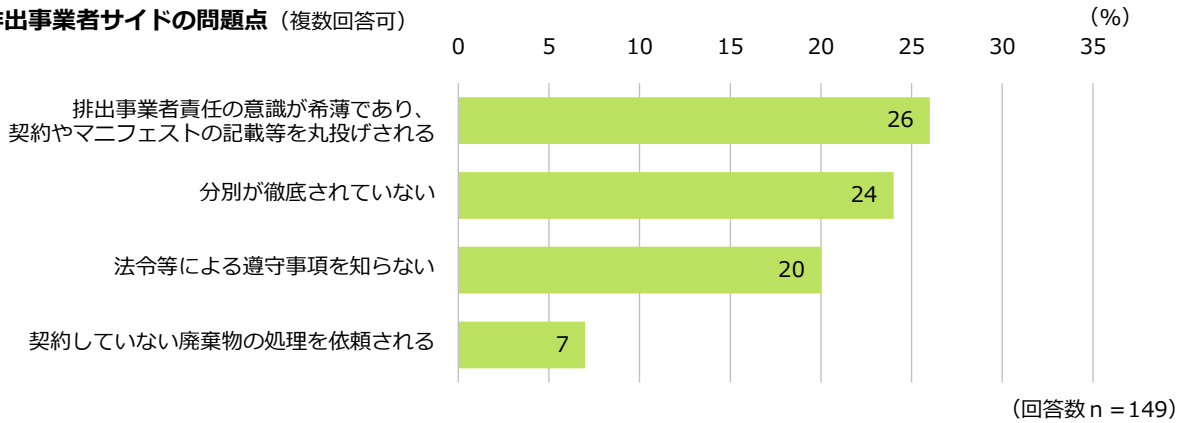
優良産廃処理業者認定制度の認定状況



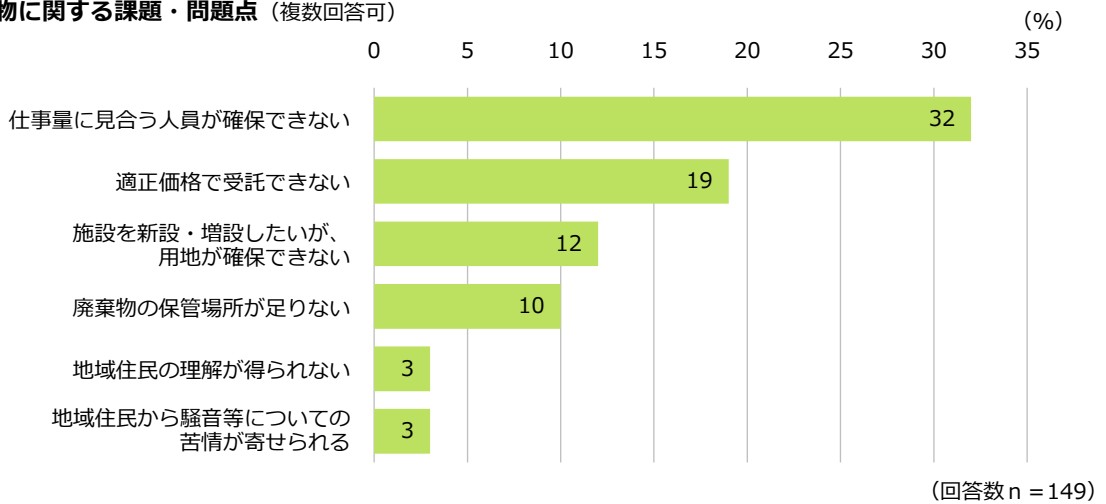
優良産廃処理業者認定のメリット (複数回答可)



排出事業者サイドの問題点 (複数回答可)



産業廃棄物に関する課題・問題点 (複数回答可)



登録番号	広 I3 - 2020 - 414
名称	広島市産業廃棄物処理指導計画 (令和3～7年度)
編集・発行者	環境局業務部産業廃棄物指導課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586) TEL 082-504-2225
発行年月	令和3年3月

